

平成 25 年度 清瀬市教育委員会の権限
に属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（平成 24 年度分） 報告書



平成 25 年 8 月

清瀬市教育委員会

第 1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成 20 年 4 月 1 日施行）が改正され、教育委員会は、その教育行政の事務事業の執行管理について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、点検及び評価を行うに当たりましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

清瀬市教育委員会では、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、「教育委員会の点検・評価」を実施し、報告書として取りまとめたものです。

第 2 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の目的及び実施方針について

1 点検及び評価の対象と目的

この点検及び評価は、平成 18 年度に策定した「清瀬市教育総合計画マスタープラン」の基本方針に基づく主要施策について、平成 24 年度に実施した事務事業を対象に行い、施策の取り組み状況及び今後の取組の方向性を明らかにすることにより、平成 27 年度までの到達目標に向かって計画的・継続的な取り組みができるように、効果的な教育行政を進めます。

2 点検及び評価の実施方針

- (1) 点検及び評価は、前年度の清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。
- (2) 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、施策及び事業の進捗状況等について意見を聴取する機会を設けるものとする。

【清瀬市教育総合計画マスタープラン】

「活き活きと学び合う清瀬」を実現するために、基本方針と目標達成のための 5 つの柱立てをして、平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間の教育を集中的・計画的に実施していくための数値目標を定めています。

この計画は 10 年間の長期に及ぶため、社会の状況の変化等により、事業の見直しを迫られることが予想されることから、新たな課題に対応していくため策定から 5 年後の平成 22 年度に目標設定の見直しを行いました。

第3 基本方針と目標達成のための5つの柱

(清瀬市教育総合計画マスタープラン)

1 基本方針

- 活き活きとした学び合いができる教育環境を実現します。
- 当たり前のことを当たり前にできる教育を徹底します。
- 5つの柱で事業を展開します。
 - (1) 地域と共に子どもを育む清瀬
 - (2) 基本的な生活習慣を育む清瀬
 - (3) 美しい緑・自然と文化を誇る清瀬
 - (4) 学校が自信をもち信頼される清瀬
 - (5) 生涯学び社会に貢献する清瀬

21 世紀の清瀬市は、市民一人ひとりを大切にし、人と人とのつながりをはぐくみ、市民と行政が協働するまち、川や農地や雑木林等のかけがえのない美しい自然と、医業・福祉施設の集積を活用しながら、だれもが安心して快適に生活できるまちを目指しています。

このようなまちづくりを実現するための教育の果たす役割は、市民一人ひとりが活き活きと学び合う姿を実現することにあると考えます。

「活き活き」とは、自己満足のレベルに留まらず個々に身に付けているものを互いに学び合いながら、活力のある活発な活動を展開する姿であります。

また、教育の現状を分析しますと、今までの教育が培ってきた「勤勉さ」「正義感」「生活習慣」「規範意識」等への価値の軽視が、さまざまな教育課題となっていることから、当たり前のことを当たり前にできる教育を徹底させる必要があります。

そこで、10 年後の清瀬の教育の姿を「活き活きと学び合う清瀬」を基本理念として、「当たり前のことを当たり前にできる教育」を徹底していきます。

そして、学校教育と生涯学習、他部署との連携を統合させながら、5つの柱を立て、事業を展開していきます。

2 目標達成のための5つの柱

活き活きと学び合う清瀬の教育を実現するために「5つの柱」で取り組みます。

(1) 地域と共に子どもを育む清瀬

地域社会の大人一人ひとりが積極的に関わって、学校や家庭そして地域社会が互いに支え合うことが、だれもが安心して生活できるまちづくりの基本と考えます。

また、教育の基本である「子どもは地域の中で育てる」という理念のもとに、清瀬ならではの取組をさらに充実・発展させていきます。

- だれもが参画し学び合える地域社会を進めていきます。
- 地域が子どもを育てる取組を充実・発展させていきます。

(2) 基本的な生活習慣を育む清瀬

人が自律して生活していくために最も重要なことは、基本的な生活習慣を身に付けることです。乳幼児期の保育から、児童・生徒期での教育、成人教育とあらゆる場面で機会を捉えて、当たり前の生活習慣が当たり前にできるように意識の啓発を図っていくことが求められます。

また、市民が健康で活力のある生活を送れるように健康教育、食育等の取組を一層充実させていきます。

- 人として当たり前にできる生活習慣を徹底していきます。
- 健康教育・食育等を一層充実させていきます。

(3) 美しい緑・自然と文化を誇る清瀬

清瀬がもっている美しい緑や水、昔ながらの伝統行事は先人の残してくれた財産です。この財産を教育環境として見直し、清瀬の豊かな自然や風土、歴史等への理解を深めることによって、郷土を愛する心を育成することは、清瀬市民としての自覚を持っていただく上での極めて重要なことです。

このことは、学校教育から生涯学習にわたる広範囲の取組として統合化させ、推進していく必要があります。

- 清瀬の自然や文化を誇る市民を育成します。
- 学校教育から生涯学習までの取組を統合化していきます。

（４）学校が自信を持ち信頼される清瀬

学校の役割は、「確かな学力」「豊かな人間関係」「健康・体力の増進」等を子どもたちに身に付けさせることです。

このためには、正しい生活習慣や学習習慣を当たり前のこととして徹底して身に付けさせ、指導力の優れた教師を育成する施策を考えなければなりません。

そして、保護者と地域と一体となった信頼される学校をつくります。

- 子どもに「確かな学力」「豊かな人間関係」等が身につくよう鍛えます。
- 保護者・地域に信頼される学校をつくります。

（５）生涯学び社会に貢献する清瀬

急速に変化する現代社会では、既存の知識や技能を学ぶ一方、新たな事柄も獲得していく必要があります。

市民の方々が個々に身に付けられている専門的な知識や技能を共有化し、社会に貢献できる環境やしくみづくりを進めていきます。

- 互いに学び合える環境づくりをより一層進めていきます。
- 社会貢献へのしくみづくりを確立します。

第4 清瀬市教育委員会教育目標（平成24年度）

清瀬市教育委員会は、平和と人間を愛し人権を尊重する精神を基調とし、国家及び社会の形成者として、また広く国際社会に生き、生涯にわたって学び続ける市民として、一人一人が生き活きと学び合う喜びを実感できる教育を推進する。

その実現のために清瀬独自の取組として、基本方針を次のように設定する。

- 1 互いの人格を尊重し、自他の生命を大切にするとともに、思いやりと規範意識をもって行動できる人間を育成する。
- 2 基礎的・基本的な学力を確実に身に付け、自ら課題をもって取り組む人間を育成する。
- 3 学校や家庭・地域が積極的に関わり合いながら、互いに支え合い、学び合える人間を育成する。
- 4 健康で活力のある生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を身に付けた人間を育成する。
- 5 清瀬の豊かな自然や風土、歴史、文化財等への関心を深め、郷土を愛する心をもつ人間を育成する。
- 6 生涯学習及び生涯スポーツの環境づくりをより一層進め、社会に貢献できる人間を育成する。

そして教育は、家庭や学校及び地域それぞれが責任をもち、互いに連携して行っていくものであることを強く自覚して、「当たり前のことを当たり前に行える」教育を徹底し、生涯を通じて学び合うことのできる市民参画型の教育を進め、市の基本方針である「手をつなぎ心をつむぐみどりの清瀬」の実現に向けて取り組む。

1 互いの人格を尊重し、自他の生命を大切にするとともに、思いやりと規範意識をもって行動できる人間を育成する。

すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、自他の生命を尊重し、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむために、人権教育及び心の教育を充実させ、公共心をもち自立した人間を育てる教育を推進する。

- (1) 人権尊重の精神を培い、あらゆる偏見や差別を許さず、様々な人権課題の解決に向けて、学校教育や社会教育等を通じて人権教育を推進する。
- (2) 子供たちが、自他の生命を尊重し、自尊感情を高めるなど、教育活動全体を通して命を大切に作る心の教育を推進する。
- (3) いじめ・不登校・学校不応適・虐待など多様な課題に対するため、互いに認め合い、共に学び合う学校づくりを進め、教育相談体制を一層充実させる。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用を進め、関係機関との連携を推進する。
- (4) 子供たちの内面に根ざした道徳性を養うために、家庭や地域社会と連携を図りながら、学校の教育活動全体を通して、道徳教育を推進する。

2 基礎的・基本的な学力を確実に身に付け、自ら課題をもって取り組む人間を育成する。

学校の役割は、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力の増進」などを子供たちに身に付けさせることである。自立と責任のある学校の実現を通して、正しい生活習慣や学習習慣を当たり前のこととして徹底して身に付けさせるとともに、指導力の優れた教師を育成する。

そして、保護者と地域と一体となった信頼される学校をつくる。

- (1) 教育総合計画マスタープランのもと、すべての子供が基礎的・基本的な内容を身に付けられるよう指導の徹底を図る。
- (2) 少人数学習や習熟度別学習を一層推進し、学習サポーターの活用等を通して、一人一人の興味・関心や習熟の程度に応じた指導の充実を図る。
- (3) 知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤となる言語能力の育成を図るために、教育活動全体を通して言語活動の指導の充実に努める。
- (4) 「読書の清瀬」を掲げ、蔵書の充実、学校図書館の環境整備を進めるとともに、読書活動指導員、学校図書館マネージャーの活用などをより一層充実させ、児童・生徒の自主的、主体的な学習や読書活動の推進を図る。
- (5) 「スポーツの清瀬」を掲げ、児童・生徒の発達の段階に即して、体育科・保健体育科の時間はもとより、クラブ活動・部活動など、教育活動全体を通じて、体育・健康に関する指導の充実に努める。
- (6) 障害のある子供が個々のニーズに応じた教育を受けられるよう、関係機関との連携、特別支援教育巡回指導員の活用、特別支援教室の充実など

を通して、特別支援教育推進体制の一層の確立を図る。

- (7) 英語指導員などの積極的な活用を図り、諸外国の言語や文化に対する理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を身に付ける活動を推進する。
- (8) 小学生からのキャリア教育を推進し、中学生の職場体験を充実させるなど、一人一人の発達や社会人・職業人としての自立を促す教育を推進する。
- (9) 幼児期と児童期の連携を円滑にするため、保・幼・小合同研修会などの取り組みを通して、保育園、幼稚園、小学校、中学校等との連携を深める。
- (10) 学校評価・学校関係者評価の充実に努め、学校運営及び教育活動の改善を図る。
- (11) 教育課題を解決するための研究を行い、その成果を他校へ普及・啓発させるよう努める。
- (12) 清瀬教師塾などの研修体制をより充実させ、清瀬の子供たちの実態に応じた指導を行うことができるよう教師の指導力向上を図る。

3 家庭や学校、地域が積極的に関わり合いながら、互いに支え合い、学び合える人間を育成する。

地域社会の大人一人一人が積極的に関わって、家庭や学校そして地域社会が互いに支え合うことが、だれもが安心して生活できるまちづくりの基本と考え、教育の基本である「子供は地域の中で育てる」という理念のもとに、清瀬独自の取組をさらに充実・発展させる。

- (1) 子供が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、学校の危機管理体制を充実させる。さらに、家庭・学校・地域及び関係諸機関との連携を密にして、子供の安全確保と事故防止等の徹底を図り、安全教育を一層推進する。
- (2) 市民へ教育に関する情報を提供するために、広報活動を工夫し、学校だよりの活用や教育委員会だより、ホームページ等を充実する。
- (3) 家庭や学校、地域が連携を深め、青少年の社会性、規範意識、正しい判断力等の育成を図る。
- (4) 全校一斉授業公開日を実施するなど、地域に開かれた学校をつくるとと

もに、保護者や地域の学校教育への参加・協力により教育活動の充実を図る。

4 健康で活力のある生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣を身に付けた人間を育成する。

人が自律して生活していくために最も重要なことは、基本的な生活習慣を身に付けることである。乳幼児期の保育から、児童・生徒期での教育、成人教育とあらゆる場面で機会を捉えて、生活全般にかかわる当たり前のことが当たり前できるように意識の啓発を図る。

また、市民が健康で活力のある生活を送ることができるよう、今まで以上に健康教育、食育などの取組を学校教育や生涯教育を通して、より一層の充実を図る。

- (1) 自ら進んで心身の健康を増進する資質や能力をはぐくむとともに、運動の必要性や薬物乱用防止など身体の健康について理解を深め、家庭・学校・地域が連携・協力した健康の保持増進及び体力の向上を図る。
- (2) 関係部署が連携し、乳幼児から学齢期までの家庭を対象に、講座や講演会を開催し、安心して子育てができる事業を推進する。
- (3) 健康に関する意識を啓発するために、市報やホームページなどを通して市民一人一人に発信していく取組に努める。
- (4) 生涯にわたり健全な生活を実践できるよう、食に関する指導や取組を推進する。

5 清瀬の豊かな自然や風土、歴史、文化財等への関心を深め、郷土を愛する心をもつ人間を育成する。

清瀬が有している美しい緑や水、昔ながらの伝統行事は、先人の残してくれた貴重な財産である。この財産を教育環境として活用し、清瀬の豊かな自然や風土、歴史、文化財等への理解を深めることによって、郷土を愛する心を育成する。

- (1) 緑豊かな地域の自然を活かした環境教育の推進や文化、伝統を大切に
した教育の充実を図る。
- (2) 生活体験活動を軸に清瀬に伝わる郷土文化を学習し、その普及と伝承に
努める。
- (3) 既存の文化財資料を整理・再構築し、講座やインターネット等を通して、
広く市民に活用できるように努める。

6 生涯学習及び生涯スポーツの環境づくりをより一層進め、社会に貢献できる人間を育成する。

急速に変化する現代社会に対応するため、市民が個々に身に付けている専門的な知識や技能を共有化し、社会に貢献できる環境や仕組みづくりを構築する。

- (1) 情報収集と発信システムを活用し、生涯学習への積極的な参加を促進する。
- (2) シニア世代が生きがいをもち、豊かな生活を送るために生涯学習の機会を充実させる。また、人材の発掘に努め、人材バンクの充実を図る。
- (3) 図書館ボランティアを育成し、市民協働の図書館運営を推進して図書館利用の拡大に努める。
- (4) 図書館と学校や関係機関が連携を図り、子供の読書活動の積極的に支援する。
- (5) 新図書館電算処理システムの導入により、市民サービスの一層の向上を図る。
- (6) 市民が利用・活動できる公共施設等をさらに充実させ、生涯学習・生涯スポーツの環境づくりに努める。
- (7) 青少年の豊かなスポーツライフを実現させ、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成する。
- (8) 生涯スポーツとしてのスポーツ・レクリエーション活動の取り組みを充実させ、市民の積極的な参加を促進する。
- (9) 国体実施に向け、スポーツ振興を視野に入れた積極的な取り組み及びPRに努める。

第5 清瀬市教育委員の活動状況（平成24年度）

1 教育委員の構成

職 名	氏 名	任 期	備 考
委員長	稲田 瑞穂	自 平成21年 4月16日 至 平成25年 4月15日	委員長任期 自 平成24.4. 1 至 平成25.3.31
委員長 職務代理	伊豆倉 和恵	自 平成22年 10月 1日 至 平成26年 9月30日	職務代理任期 自 平成24.4. 1 至 平成25.3.31
委 員	松村 重樹	自 平成24年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	
委 員	植松 紀子	自 平成24年 4月 1日 至 平成28年 3月31日	
教育長	東田 務	自 平成24年 10月 1日 至 平成28年 9月30日	

2 教育委員会定例会・臨時会

毎月1回定例会を、必要に応じて臨時会を開催。議案、協議、報告事項等を審議した。

実 施 日	主 な 審 議 項 目
第1回臨時会 平成24年4月6日（金）	議案第11号 清瀬市教育委員会委員長の選挙について 議案第12号 清瀬市教育委員会委員長職務代理者の指名について
4月定例会 4月25日（水）	議案第13号 事務の臨時代理の承認について（清瀬市教育委員会事務局職員の任免について） 議案第14号 平成24年度清瀬市立学校教育課程について ・平成24年度清瀬市教育委員会重点事業について ・平成24年度研究指定校・各種委員会等について ・平成24年度教育委員会重点事業について ・平成24年度教育委員会訪問参加可能日について ・平成24年度指導課関係職員配置一覧について ・平成24年度授業参観・学校公開日、小・中学校行事予定について ・通学区域の見直しについて
5月定例会 5月24日（木）	議案第15号 清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則の一部を改正する規則について ・企画展「清瀬ゆかりの芸術家～収蔵美術展～」について ・通学区域見直しについて ・清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会の設置について

6 月定例会 6 月 15 日（金）	議案第 16 号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について 議案第 17 号 清瀬市立教育委員会公印規則の一部を改正する規則について ・通学区域見直しについて ・市長への手紙・メール等について ・事務執行状況報告について ・企画展「染める・織る・縫う」について ・教科書採択について
7 月定例会 7 月 20 日（金）	・通学区域見直しについて ・教育委員会連合会第 3 ブロック研修会について
8 月定例会 8 月 24 日（金）	議案第 18 号 平成 25 年度清瀬市公立学校使用教科用図書の採択について 議案第 19 号 清瀬市立図書館運営規則の一部を改正する規則について ・通学区域見直しについて ・企画展「屏風で読む版画平家物語」について
第 2 回臨時会 8 月 27 日（月）	議案第 20 号 清瀬市立小中学校の通学区域の見直しについて 議案第 21 号 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について 議案第 22 号 いじめをなくすための緊急メッセージについて
9 月定例会 9 月 25 日（火）	・事務執行状況報告について ・教育委員会表彰対象者について ・教育委員会連合会第 3 ブロック研修会について ・服務業務、いじめ調査経過、夏期休業中の教員研修、中学校活動報告書について ・学校の工事関係について ・通学路の緊急点検について（報告） ・国体準備状況、帝京高校、石田波郷俳句大会について ・企画展「屏風で読む版画平家物語」について ・訴訟について
第 3 回臨時会 9 月 28 日（金）	議案第 23 号 清瀬市教育委員会教育長の選任について
10 月定例会 10 月 19 日（金）	・平成 24 年度清瀬市教育委員会重点事業の前期報告について ・第 4 回清瀬市石田波郷俳句大会について ・第 28 回清瀬美術家展について
11 月定例会 11 月 16 日（金）	・清瀬市特別支援教育推進計画検討委員会報告について ・多摩北部 5 市美術家展（第 25 回圏域美術家展）
12 月定例会 12 月 18 日（火）	議案第 24 号 清瀬市教育委員会表彰について 議案第 25 号 清瀬市文化財保護審議会委員の選任について ・平成 25 年度清瀬市教育委員会教育目標について ・平成 25 年成人記念式典について ・事務執行状況報告について

実 施 日	主 な 審 議 項 目
1 月定例会 平成 25 年 1 月 18 日（金）	議案第 1 号 清瀬市教育委員会目標について ・平成 25 年成人記念式典報告について ・指定校変更及び区域外就学承諾基準について ・学校給食におけるアレルギー対応について
2 月定例会 2 月 14 日（木）	・学校防災マニュアル改定版について ・平成 25 年度教育予算概要（案）について
3 月定例会 3 月 25 日（月）	議案第 2 号 清瀬市教育委員会委員長の選挙について 議案第 3 号 清瀬市教育委員会委員長職務代理者の指名について 議案第 4 号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について 議案第 5 号 清瀬市立図書館運営規則の一部を改正する規則について 議案第 6 号 清瀬市障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免に関する条例施行規則について ・平成 24 年度教育委員会重点事業（最終）の報告について ・いじめ調査報告について ・体罰調査報告について ・総合相談支援センター構想について ・学校給食における食物アレルギーの対応について ・通学路の緊急合同安全点検における危険個所の状況について ・事業執行状況報告について

3 教育委員の視察・意見交換

実 施 日	事 業 名	主 な 内 容
平成 24 年 6 月 15 日（金）	通学区域見直し	見直し区域視察

4 教育委員会学校訪問

教育委員・教育部長・指導課長・統括指導主事・指導主事が学校を訪問し、日頃の教育活動及び各学校の特色や課題について、授業の参観や協議を行った。

実 施 日	学 校 名	研究 教科等	研 究 主 題
平成 24 年 5 月 21 日（月）	清瀬第六小学校	体 育	よりよいかかわり合いのある体育科の授業を目指して
6 月 13 日（水）	清明小学校	O J T	O J T実施体制の構築
6 月 18 日（月）	清瀬第五中学校	人権尊 重教育	互いに高め合い、思いやりの心のある生徒の育成

6 月 22 日 (金)	清瀬第三小学校	国 語	自分の考えをもち、それを伝え合おうとする子供の育成
6 月 27 日 (水)	清瀬第八小学校	体 育	子供たちが活き活きと取り組む体育 ～人とかかわり合いを通して～
7 月 9 日 (金)	清瀬中学校	自尊感情	自尊感情と自己肯定感を育む指導方法の工夫
9 月 26 日 (水)	清瀬第三中学校	自尊感情	「学力向上」～自己肯定感を高め、自信と意欲を育てる工夫を通して～
10 月 1 日 (金)	芝山小学校	全教科	生きる力を育むための言語能力の育成
10 月 15 日 (水)	清瀬第四小学校	体 育	進んで運動に取り組む児童の育成
10 月 24 日 (水)	清瀬第二中学校	小中連携	確かな学力を育成するための指導と環境づくり
11 月 5 日 (月)	清瀬第七小学校	小中連携	確かな学力を育成するための指導と環境づくり
11 月 16 日 (金)	清瀬第四中学校	生徒指導	規範意識の向上と、集団生活による生徒の自治活動の活性化
11 月 21 日 (水)	清瀬第十小学校	国 語	生きる力を育むための言語能力の育成
11 月 28 日 (水)	清瀬小学校	全教科	自分の考えをもち、伝え合うことのできる児童の育成～学び合いの場を通して～

5 研究発表会への出席

教育委員・指導課長・統括指導主事・指導主事が出席し、授業研究の状況把握に努め指導講評を行った。

実 施 日	学校行事名	研 究 発 表 校 名
平成 25 年 1 月 25 日 (金)	教育課題研究指定校発表会	清瀬第六小学校
平成 25 年 1 月 25 日 (金)	東京都人権尊重教育推進校発表会	清瀬第五中学校
平成 25 年 1 月 25 日 (金)	東京都スポーツ教育推進校発表会	清瀬第八小学校
平成 25 年 2 月 14 日 (木)	学力向上推進モデル校発表会	清瀬第七小学校

6 教育委員の視察研修等

教育委員を対象とした研修会に参加し、教育行政に対する見識を広めた。

事業名	実施日	場所	内容
東京都教育施策連絡会	平成 24 年 4 月 13 日(金)	都庁	平成 24 年度の東京都教育委員会の施策説明等
東京都市町村教育委員会連合会	平成 24 年 4 月 27 日(金)	東京自治会館	平成 24 年度第 1 回常任理事会 平成 24 年度第 1 回理事会
東京都市町村教育委員会連合会	5 月 24 日(木)	東京自治会館	第 56 回定期総会・情報交換会
東京都市町村教育委員会連合会	7 月 3 日(火)	東京自治会館	第 1 回研修推進委員会
東京都市教育長会研修会	7 月 26 日(木)	東京自治会館	講演「義務教育期間中に何を教えるのか」
東京都市町村教育委員会連合会	8 月 23 日(木)	東京自治会館	第 2 回理事会 第 1 回理事研修会
東京都市町村教育委員会連合会 管外視察研修会	10 月 12 日(金)	静岡県沼津市	沼津市立静浦小学校/沼津高等学校・中等部視察
東京都市町村教育委員会連合会 第 3 ブロック研修会	10 月 25 日(木)	西東京市 多摩六都科学館	プラネタリウム番組観覧 「科学は自由だ」 講師 高柳雄一氏
東京都市町村教育委員会連合会	平成 25 年 2 月 5 日(火)	東京自治会館	研修会

7 教育委員の諸行事への出席

学校教育関係、生涯学習関係等の各行事に出席し、現場の状況や実態の把握に努めた。

実施日	行事名	場所
平成 24 年 4 月 1 日(日)	高校サッカー強豪校親善試合	下宿第三運動公園サッカー場
平成 24 年 4 月 6 日(金)	小学校入学式	各小学校
4 月 9 日(月)	中学校入学式	各中学校
4 月 24 日(火)	講演会	清瀬第四中学校

平成24年 5月13日(日)	第29回小・中学校 陸上記録会	国立看護大学校
5月26日(土)	運動会	清瀬第七小学校・清瀬第三中学校
6月2日(土)	運動会	芝山小学校・清瀬中学校・清瀬第二中学校
6月12日(火)	運動会	清瀬第四中学校
6月22日(金)	授業公開	清瀬小学校
7月12日(木)	赤ちゃんのチカラ プロジェクト	清瀬中学校
7月21日(土)	子どもコンサート	けやきホール
8月25日(土)	小・中学校水泳記録 会	下宿市民プール
9月22日(土)	学校公開日	芝山小学校
9月29日(土)	運動会	清瀬小学校・清瀬第三小学校・清瀬第四小 学校・清瀬第六小学校・清瀬第八小学校・清瀬 第十小学校・清明小学校
10月8日(月)	第33回清瀬市民 マラソン会	市内
10月6日(木) ～7日(土)	アイレック祭り	男女協同参画センター
10月17日(水)	音楽祭	清瀬中学校
10月19日(金)	小学校連合運動会	清瀬小学校・芝山小学校・清瀬第四小学校
10月25日(木) ～27日(土)	市内一斉授業公開 日	各小・中学校
10月26日(金)	合唱コンクール	清瀬第四中学校
10月27日(土)	学校公開日	清瀬第六小学校・清瀬第二中学校
10月28日(日)	石田波郷俳句大会	けやきホール
11月4日(日)	第31回清瀬市少年 少女サッカー大会	下宿第三運動公園サッカー場・内山運動公園 サッカー場
11月10日(土)	私の体験・主張発 表会	けやきホール
11月17日(土)	10周年式典	清明小学校
11月22日(木) ～23日(金)	学習発表会	芝山小学校
12月1日(土)	道徳授業地区公開 講座	清瀬第八小学校
12月5日(水) ～11日(火)	作品展示会	清瀬第五中学校

実 施 日	行事名	場 所
平成 25 年 1 月 13 日（日）	成人式	清瀬けやきホール
1 月 19 日（土） ～20 日（日）	小・中学校新春書 初め展	郷土博物館郷土博物館
1 月 19 日（土）	学校公開日	清瀬第四中学校
	小・中学校新春書 初め展	郷土博物館
1 月 25 日（金）	命の教育	清瀬第五中学校
1 月 31 日（木）	命の教育フォーラ ム	けやきホール
2 月 2 日（土）	スーパードッチボ ール大会	市民体育館（3・4 年の部）
2 月 8 日（金）	教育委員会表彰式 典	健康センター第二会議室
2 月 9 日（土）	スーパードッチボ ール大会	市民体育館（5・6 年の部）
2 月 16 日（土）	道徳授業地区公開 講座	清瀬第十小学校
3 月 19 日（火）	サッカー教室	下宿第三運動公園サッカー場
3 月 19 日（火）	中学校卒業式	各中学校
3 月 20 日（水）	第 4 回中学生東京 駅伝	府中市 味の素スタジアム
3 月 25 日（月）	小学校卒業式	各小学校

8 教育委員として就任している他の組織の委員等

各組織の運営 等に関し、教育的な見地から助言を行うため、委員等に就任している。

組 織 名	任 期	委 員 名
清瀬市男女共同参画センタ ー運営委員会委員	平成 24 年 4 月～26 年 3 月	松村 重樹委員
清瀬市民生委員推薦委員会 委員	平成 22 年 10 月～25 年 3 月	稲田 瑞穂委員
東京都市町村教育委員会連 合会理事	平成 24 年 4 月～25 年 3 月	伊豆倉 和恵委員

第6 重点事業と具体的施策の取り組み状況及び今後の方向性

教育総合計画マスタープランは「生き活きと学び合う清瀬」を実現するために、平成18年度から27年度までの10年間の数値目標を定めています。

しかし、10年間に及ぶ長期計画のため、社会状況の変化等により、新たな課題に対応していく必要が予測されることから、策定から5年後の平成22年度を調整年度に設定しています。

ついで、平成22年度までの重点事業の達成状況等を検証する中で、平成27年度までの後期5年間の数値目標の見直しを行ったものです。

点検・評価に当たり、重点事業の進捗状況を明確にするため、平成22年度の施策の取り組み状況と、平成27年度までの到達目標に対する取り組みの方向性を記入し、今後計画的・継続的に取り組んでいきます。

事業によっては、現時点で数値的な目標が設定できないものもありますが、これらについては、今後、随時検討して具体化していきます。

また、平成18年度の計画策定以降に、組織改正等により所管が変更になっている事業もありますので、現在の事業を所管している課名を（ ）で表示しています。

1 地域と共に子どもを育む清瀬

(1) 地域とのつながりを作るコミュニティはぐくみ円卓会議 (企画課)

小学校区を単位として、子育て、健全育成等地域がかかえる課題を解決するための組織づくりを進めます。

具体的施策 小学校区にコミュニティはぐくみ円卓会議設置 連絡会の組織体制づくり

開始年度 平成17年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・円卓会議数 1区域	・校区数 2小学校区	・校区数 7小学校区
・会議開催 年6回	・会議開催 年12回	・会議開催 年12回

【平成24年度の取り組み状況】

〈六小校区コミュニティはぐくみ円卓会議〉

- ・コミュニティはぐくみ円卓会議から発足した六小地区自治会連合会の主催で、六小地区ふれあい円卓会議として会議を6回開催しました。
 - ・六小地区の皆さんが顔見知りになり、絆が深まるようにという目的で、10月に住民交流会を開催しました。
 - ・地域の情報やイベントを集めた地域新聞「うめのたけ」を月1回発行し、地域の皆さん（約4,500世帯）に配布しました。
- ##### 〈七小校区コミュニティはぐくみ円卓会議〉
- ・地域の結びつきを考えることを目的に、「地域の72時間サバイバル」をテーマとして、12月に防災総合訓練を実施しました。
 - ・コミュニティはぐくみ円卓会議を12回開催しました。

〈三小校区コミュニティはぐくみ円卓会議〉

- ・平成24年3月15日同じ二中地区の第三小学校区で、コミュニティはぐくみ円卓会議の取り組みが始まり、地域の課題について話し合われています。
- ・コミュニティはぐくみ円卓会議を9回開催しました。

〈芝小・四小校区コミュニティはぐくみ円卓会議〉

- ・平成25年3月21日芝山小学校区及び第四小学校区で、コミュニティはぐくみ円卓会議の取り組みが始まり、地域の課題について話し合われています。
- ・コミュニティはぐくみ円卓会議を1回開催しました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・コミュニティはぐくみ円卓会議では、引き続き地域の人たちの横のつながりをつくり、地域に存在する課題の解決に向けた検討をしていきます。
- ・コミュニティはぐくみ円卓会議の開催については、企画部企画課が主管課で今後も執り行っています。

(2) 学校サポート組織の充実

(指導課)

学校の教育活動を充実させるために地域との連絡・調整を図るため学校コーディネーターを設置します。

具体的施策 学校運営連絡協議会の設置（学校の管理運営に保護者、地域住民等の意向を的確に反映し、開かれた学校づくりを推進するため、学校に学校運営連絡協議会を置く。）
学校サポートチームの設置（問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取り組みを進めるために設置する。）

開始年度 平成19年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	・学校運営連絡協議会の設置 14校 ・学校サポートチームの設置 5校	・学校運営連絡協議会の充実 14校 ・学校サポートチームの充実 14校

【平成24年度の取り組み状況】

- ・全校に学校運営連絡協議会及び学校サポートチームを設置し、それぞれの充実に努めました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・学校運営連絡協議会や学校サポートチームの充実に努め、学校の教育活動を充実させるために地域との連絡・調整を図ります。

(3) 広報メディアの拡大

(教育総務課)

市民へ教育に関する情報を提供するために、広報活動を工夫し、掲示板、教育委員会だより、ホームページを充実させます。

具体的施策 「学校だより」の学校からの情報発信

開始年度 平成18年度

数 値 目 標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・ホームページによる情報発信 教育委員会だより 学校だより（6校）	・ホームページによる情報発信 学校だより 全校 ・教育委員会だより 年2回発行	・ホームページの内容の更新と拡充 ・教育委員会だよりの継続発行及び内容の充実

【平成24年度の取り組み状況】

- ・ ホームページによる情報発信

【小中学校】小中学校の学校だよりをはじめ、年間の教育課程・授業改善推進プラン、学校評価計画表及び評価表、部活動・学校行事など発信する情報の拡大を図りました。

【教育委員会】平成24年度から教育委員会の会議年間日程、会議録を作成して順次公開するなど、市民の方に教育委員会の審議内容について情報発信を行いました。

- ・ 教科用図書採択関係資料の公開手続きの簡素化
会議録のホームページ公開とともに、採択教科書の一覧等これまで情報公開の手続きを経て公開していた情報を資料コーナーで閲覧できるよう簡素化しました。

- ・ 教育委員会だより
年2回発行（9月・3月）発行部数 34,000部 シルバー人材センターによる全戸配布を行う中、市民の方に手にとって読んでもらえる紙面づくりを目指して、フルカラー印刷に変更するとともに写真を多く取り入れる紙面構成とし、記事については、発行回数の多い市報と記事ができるだけ重複しないよう市民の方からの関心が高い、小中学校での取り組みを取り上げるようにしています。

【今後の取り組みの方向性】

- ・ ホームページについては、より一層の拡充を図るため学校施設に係る工事の時期や進捗状況について、情報を広く市民の方に公表していきます。
- ・ 教育委員会だよりの継続発行及び更なる記事の充実を図り、手にとって読んでもらえる紙面づくりの工夫に努めます。

（4）児童・生徒の安全の推進

（教育総務課・指導課）

児童・生徒が安心して活動できる環境をつくります。

具体的施策 リーダー養成講習会の開催 子どもSOSニュースの発行 地域安全パトロール 地域安全マップ セーフティ教室 防犯ブザーの貸与 防災行政無線による市内一斉放送 安全確保についての各団体への協力 依頼の安全対策の取組

開始年度 平成18年度

数 値 目 標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・防犯カメラ設置 全校 ・スクールガードリーダーによる巡回指導 9校 ・スクールガード養成講	・安全対策の拡充	・安全対策の拡充

習会 ・「子どもSOS」の安全 対策の取組	9校		
-----------------------------	----	--	--

【平成24年度の取り組み状況】

- ・スクールガードリーダーによる巡回指導
全小学校で年間、延べ15回実施 参加者 延べ 271人
- ・スクールガード養成習会
小学校8校で年1回実施 参加者 200人
- ・子どもSOS制度 登録者 約2,100人
- ・子どもSOSニュースの発行
健全育成委員会が年2回ニュースを作成して登録者全員に配布しています。
発行部数 4,200部
- ・全小・中学校で、「非行防止」又は「犯罪被害防止」を目的として、セーフティ教室が開催されました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・通学路の安全点検について、学校、保護者、警察、道路管理者、教育委員会など関係機関と連携した巡回を行い、危険箇所を確認して通学指導や安全対策を講じます。
- ・引き続き、全小・中学校で「非行防止」、「犯罪被害防止」を目的としてセーフティ教室を開催します。また、新たに「暴力団対策法に係る健全育成」を目的とした、薬物等の禁止を中心とするセーフティ教室を中学校で開催します。
- ・同校種・異校種間の連携を一層図るために、中学校区を単位とする合同救急救命講習会を実施します。

(5) 青少年の健全育成（スポーツ）

(生涯学習スポーツ課)

スポーツを通じて青少年の社会性、規範意識、正しい判断力等を育成します。

具体的施策 各種スポーツ教室、陸上記録会、マラソン大会、スーパードッジボール大会、ティーボール大会の開催と推進

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・各種スポーツ大会の開催 12種目	・各種スポーツ教室、各種スポーツ大会の振興と事業成果の検証	・各種スポーツ教室、各種スポーツ大会の振興と事業成果の検証

【平成24年度の取り組み状況】

- ・陸上記録会（小学生5種目、中学生4種目）の実施 349人
- ・小中学生水泳記録会（12種目）の実施 114人
- ・ティーボール講習会（ルールとゲーム指導）の実施 雨天中止
- ・ティーボール大会（一般の部、ファミリーの部、オープンの部）の実施 170人
- ・障害者スポーツ交流会（スカットボールであそぼう☆、バリアフリーのニュースポーツ）の実施 108人
- ・清瀬市民マラソン大会「体育協会主催」（4km小学生4年男子女子、5年男子女子、6年男子女子、中学生男子女子、一般女子、一般男子）（7km一般男子）の実施 801人

- ・少年少女サッカー大会（小学校４・５年生男子、６年生男子、６年生女子）の実施 ３８８人
- ・スーパードッジボール練習会（ルールとゲーム指導）の実施 ２７４人
- ・スーパードッジボール大会（小学校３・４年生、５・６年生男子、５・６年生女子）の実施 ５８７人

【今後の取り組みの方向性】

- ・スポーツ振興を図るため、各種スポーツ教室・スポーツ大会・スポーツ講習会を年間計画に基づいて実施していきます。

（６）青少年の健全育成（子どもの居場所）

（児童センター）

放課後の子どもの居場所づくりとして、関係部署と連携を図り様々な体験活動を広げます。

具体的施策 市立小学校区を拠点とした居場所の設置（放課後子ども教室）

開始年度 平成１８年度

数値目標

平成１８年度の状況	平成２２年度	平成２７年度
・小学校区に居場所の開設（平日を基本） ２校区	・小学校区に居場所の開設（平日を基本） ８校区	・小学校区に居場所の開設（平日を基本） ９校区

【平成２４年度の取り組み状況】

- ・放課後子ども教室(まなべー)は、未実施であった第三小学校が平成２３年９月に開設に至り、２４年度は全小学校９校で開催しました。
- ・事業は、月曜日から金曜日の放課後、給食のない日と長期休業等は除いて実施しました。２年生から６年生については通年実施していますが、１年生については、学校生活に慣れてからの２学期以降の実施としています。
- ・終了時刻は、夕焼けチャイムに合わせて、夏季５時・４時３０分・冬季４時となっています。
- ・登録者：全校で７９４人（全児童数３,８３９人の２０.７％の登録割合）
- ・開催回数：年間延べ１,４８３回（最少１１７回/六小、最大１７３回/芝山小、四小、十小）
- ・参加者：延べ１９,０４４人（１年６,３０６人、２年６,４４８人、３年２,２３２人、４年２,６５２人、５年１９３人、６年４２２人、ひばり学級７９１人）
- ・放課後子ども教室実施校に、学習アドバイザー２人・安全管理員２人を配置し、地域と学校との放課後子ども教室の連携と調整に、コーディネーター２人を配置しました。
- ・放課後子ども教室「スタッフ研修会」の開催(対象：学習アドバイザー、安全管理員)
- ・放課後子ども教室「運営委員会」の開催(委員１３名／年３回)
- ・放課後子ども教室「保護者説明会」の開催(４月／児童センター)

【今後の取り組みの方向性】

- ・冬季の終了時刻が４時であることから、児童が放課後子ども教室で過ごす時間が短く、課題となっています。帰宅時の安全性に配慮しつつ、３０分程度の時間延長について検討していきます。

2 基本的な生活習慣を育む清瀬

(1) 子育てサポート (児童センター・子ども家庭支援センター・指導課)

関係部署が連携し、乳幼児期～学齢期までの家庭を対象に、講座、講演会を開催し、安心して子育てができる環境を整備します。

具体的施策 子育て講座・講演会、家庭教育講座・講演会の開催

開始年度 平成19年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・子育て支援（乳幼児）の4講座の開催	・子育て支援（乳幼児）の講座・講演会の継続と事業成果の検証 ・子育てハンドブックの発行	・子育て支援（乳幼児）の講座・講演会の継続と事業成果の検証 ・子育てハンドブックの発行

【平成24年度の取り組み状況】

事業名		24年度 期間・回数	24年度参加人数	前年度参加人数
ファミリー・サポート・センター事業 「保育サービス講習会の開催」		年2回20日間	(延べ) 576人	(延べ) 388人
子育て 支援 事業 子育 て ネ ット ワ ーク	ひろばの開催	4月から3月・16回	(延べ) 1,236人	(延べ) 1,040人
	ミニひろばの開催	5月から11月・4回	(延べ) 68人	(延べ) 112人
	子育てサポーター養成講座	2月・1回	20人	25人
	ジュニア子育てサポーター養成講座	7月・1回	37人	34人
	お母さんのリフレッシュ講座	6月から2月・7回	(延べ) 120人	(延べ) 174人
いきいき子育て支援事業		4月から3月 139回	(延べ) 2,574人	(延べ) 2,526人
つどいの広場事業		4月から3月 ・児童センター他	(延べ) 63,469人	(延べ) 60,331人
パパと遊ぼう		4月から3月・12回	(延べ) 370人	(延べ) 301人
子育てひろばフェスタ		1月・1回	1,197人	1,109人

【今後の取り組みの方向性】

- ・平成25年度以降についても、子ども家庭支援センターでは各種子育て関連サービスを展開していきます。
- ・生涯学習スポーツ課では、清瀬市民アカデミー(シニア世代の貢献)のところで、平成23年度以降に家庭教育に関する講座など実施に向けて検討していきます。
- ・0歳から18歳までの子育てや教育、生き方にかかわる相談や支援を一貫して担う「総合相談支援センター」の設立に向けて、関係機関と連携して各事業の効果検証を行います。

(2) 健康教育推進運動 (指導課・教育総務課)

健康に関する意識を啓発するために市民全体に発信していく取組を行います。

具体的施策 「早寝・早起き・朝ごはん」 「ノー・テレビ、ノー・ゲームデー」

開始年度 平成19年度
数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	啓発活動の実施	健康教育推進週間設定

【平成24年度の取り組み状況】

- ・学力調査の生活状況調査概要を市のホームページや教育委員会だよりで発信することで意識啓発を図りました。
- ・保健所及び圏域5市の取り組みで「めざましスイッチ朝ごはん」をテーマに、清瀬市で作成した「かんたん！朝ごはんレシピ」リーフレットの掲示と配布及び保護者給食試食会や健康まつりで、家庭や地域への啓発活動を行いました。
- ・薬物乱用防止教室を全校で実施し、健康教育を推進しました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・大学等学術機関と連携し、家庭における食育を含めて健康教育の実態を調査、分析し、施策に反映させます。
- ・保護者対象の講演会を実施し、家庭と連携した健康教育の推進を図ります。
- ・体力向上に関する一校一取組の中に健康教育に関する取組も合わせて設定します。

(3) 青少年の体験活動の推進

(生涯学習スポーツ課・指導課)

体験活動を通して、児童・生徒の自主性・社会性・協調性を養います。

具体的施策 宿泊スポーツ体験 青少年育成講習会 工作教室 科学教室 体操教室

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・各種体験活動の実施 ・各種講習会・教室の開催 ・健全育成発表会の推進	・体験活動や教室の実施と事業成果の検討 ・健全育成発表会の推進	・体験活動や教室の実施と事業成果の検証 ・健全育成発表会の推進

【平成24年度の取り組み状況】

- ・夏休み子ども工作教室（小学校3～5年生）の実施
- ・宿泊スポーツ体験（2泊3日、小学校3～6年生）の実施
- ・健全育成「私の体験・主張発表会」の開催（11月）

【今後の取り組みの方向性】

- ・スポーツ振興を図るため、体験活動や教室を年間計画に基づいて実施していきます。
- ・子どもたちの健全育成のために、健全育成委員会による「私の体験・主張発表会」を一層充実していきます。

(4) 社会の基本的ルール形成（大人の模範像の提示）

(児童センター・指導課)

社会全体で態度や行動の基礎になる基本的生活習慣を担うための活動を推進するため、青少年問題協議会、健全育成委員会との連携を図り、大人の模範像を提示する等地域活動を推進します。

具体的施策 5地区委員会事業の実施 地区委員会連絡会の開催 健全育成委員会事業の実施

開始年度 平成19年度
数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	・地域活動の推進 ・各委員会の連絡会の開催 年2回	・地域活動の推進 ・各委員会の連絡会の開催 年2回

【平成24年度の取り組み状況】

- ・青少年問題協議会の開催(7月)
- ・青少年問題協議会地区委員会で事業の実施
- ・青少年問題協議会地区委員会連絡会の開催(年4回)
- ・青少年問題協議会地区委員会合同会議(2月)
- ・青少年問題協議会地区委員会合同事業(12月)

【今後の取り組みの方向性】

- ・平成23年度以降についても、職場体験学習や職業講話など、児童・生徒と働く大人とが直接かわる機会を充実させ、大人の背中から規範意識や働くことの尊さ等を学ぶ教育活動を進めます。
- ・学校・地域・子供関連団体の連携を進め、社会全体で青少年への支援を行っていくために、児童青少年連絡協議会を設置し、児童青少年の問題について年度毎にテーマを決めて具体的な指導・育成の内容を検討しながら、地域での健全育成に活かしていきます。

(5) 小・中学校における食育の推進

(教育総務課・指導課)

生涯にわたり健全な食生活を実践できるような指導や取組を行います。

具体的施策 検討委員会の設置 校内指導体制の確立 推進のための人材育成 家庭・地域との連携(地場産物の活用)

開始年度 平成19年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	・学校における食育推進の為の指針の策定(平成19年度) ・学校における食育推進の為の校内体制の整備(食育リーダーの配置) ・食に関する指導の全体計画の作成(平成20年度 全校作成) ・学校給食における地産・地消の拡充 全校	・学校における食育の推進、拡充 ・栄養教諭の配置 ・栄養教諭による食育推進に向けた巡回指導の実施 ・清瀬産野菜使用量の拡大

【平成24年度の取り組み状況】

- ・全校で食に関する全体計画及び年間指導計画を策定し、計画的に食に関する指導を実施しました。
- ・食育リーダー連絡・研修会を年間3回実施しました。

- ・市内生産されたニンジン、ほうれん草、キャベツ、ジャガイモ、ごぼう、里芋、とうもろこし、かぶ、枝豆等さまざまな野菜について、学校に隣接する生産者や青果店を通じて地場産の野菜を給食に取り入れています。
- ・学校給食での清瀬産野菜の活用拡大に向け、産業振興課、農協と協議を行い、市内の農業団体である施設園芸研究会との間で一週間の食材を試行的に納入していただきました。
- ・アレルギーの事故を踏まえ、市内小中学校でその対応に差異のないよう、食物アレルギー対応マニュアルを作成して、教職員の共通認識を深めるよう周知しました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・各校で作成した食に関する全体計画及び年間指導計画を基に、食育リーダーを中心に児童・生徒・保護者へ食育の啓発及び推進に努めます。
- ・栄養教諭を中心に各学校、児童生徒の実態調査を行い、データに基づく清瀬市全体での食育推進に向けた全小・中学校への指導を実施します。
- ・食に関する全体計画及び年間指導計画の定期的な改善を図り、食育の推進に努めます。
- ・地場野菜の種類や量を増やすよう、現在納入いただいている農家の方を含めて協議会を立ち上げ、多くの農家の方に連携を求められるよう今後の方向性を探ります。

（６）学校給食設備・備品等の充実

（教育総務課）

安全でおいしい給食の提供をめざして、給食設備・備品の整備やドライ運用の推進を図ります。

具体的施策 設備・備品の整備 ドライ運用の推進

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	・ドライ運用三水槽 14校 ・ドライ運用野菜切り機 4校 ・焼物機 13校 ・冷凍冷蔵庫 11校 ・牛乳保冷库 3校 ・消毒保管庫 4校 ・回転釜 12校 ・炊飯器 1校 ・球根皮剥器 3校 ・ボイラー 3校	・設備、備品の更新整備 ・ドライ運用の推進

【平成24年度の取り組み状況】

- ・ドライ運用の推進のため、ドライ運用対応の野菜切り機、耐用年数を超た大型備品（牛乳保冷库、冷凍冷蔵庫、回転釜）の整備を順次行いました。
- ・保健所の立ち入り検査により指摘のあった施設の衛生面を確保するために必要な補修を行い対応しました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・給食の安定供給に支障のないよう、引き続き大型備品等の計画的な更新による整備を図るとともに、調理員の健康に配慮した調理室の環境整備を進めます。

3 美しい緑・自然と文化を誇る清瀬

(1) 郷土学習の推進（生活体験）

(郷土博物館)

自然を守る会等の団体と協力して自然観察会を行うとともに、清瀬に伝わる郷土文化（生活体験）を学習し、その普及に努めます。

具体的施策 ガイドブック（地図）作成 自然観察会 「うどんづくり」や「茶づくり」等体験

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・自然観察会（野鳥） 1回 ・農作業体験 3校	・自然観察会 1回 ・農作業体験 0校 ・生活体験学習（うどんづくり等） 7回	・ガイドブック作成及びそれを利用した自然・野鳥観察会 2回 ・生活体験学習（うどんづくり、茶づくり等） 拡大・継続

【平成24年度の取り組み状況】

・自然、野鳥の観察会

清瀬の自然をテーマに自然・野鳥の観察会を金山緑地公園周辺で実施いたしました。

・生活体験学習

清瀬に伝わる年中行事を中心として郷土文化を学ぶことを基本に「麦棒打ちとゆでまんじゅう、しめ縄作り、もちつき、まゆ玉作りと焼きだんご、節分の豆まきとやっかがし」を実施いたしました。

先人の知恵に学ぶ（衣・住編）は「体験はたおり、和裁教室、染物教室、昔のくらし体験学習、はたおり教室、蚕の繭から糸作り体験」を実施いたしました。

先人の知恵に学ぶ（食編）では「茶摘み茶もみ練習会、柏餅作り講習会、うどん作り講習会、焼きだんご作り講習会、すいとん作り講習会、」を実施いたしました。

・自然体験学習

小中学生を対象に夏休み講座として昆虫採集と標本作りを体験、理科や社会科の自由研究のテーマ、研究方法についての相談会として夏休み寺子屋教室を実施いたしました。

【今後の取り組みの方向性】

・自然、野鳥の観察会

清瀬の自然をテーマに自然・野鳥の観察を金山緑地公園周辺で継続して、実施することを目標とします。

・生活体験学習清瀬に伝わる郷土文化の伝承及び学習を目的とし、事業の拡大に努めます。

・自然体験学習小中学生を対象に夏休み講座等の体験学習の拡大に努めます。

(2) 郷土学習の推進（文化財・芸能）

（郷土博物館・指導課）

総合的な学習の時間を利用して、郷土芸能や文化財に触れる機会を広げ、清瀬の文化を学びます。

具体的施策 清瀬市史の改訂 出前講座

開始年度 平成19年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	・清瀬市史編さん委員会の未設置 ・出前講座（郷土芸能の観賞、歴史） 3回	・清瀬市史編さん委員会の設置及び編集 ・出前講座（郷土芸能の観賞、歴史） 5回

【平成24年度の取り組み状況】

- ・清瀬市史編さん委員会の設置
清瀬市史編さん委員会の設置等につきましては、組織及び執行体制の整備には様々な課題が蓄積されているため未設置でした。
- ・清瀬市歴史文化報告書
清瀬市の文化財等の保存を活用とした報告書の刊行に向けて「祭り・行事・民俗行事」作成業務の報告書刊行業務委託を行いました。
- ・市内文化財探訪
清瀬の地域の人々が大切に保存している市内の文化財「中里富士塚、下宿ふせぎ、日枝神社」等を訪ねて、理解を深めていただくために実施いたしました。
- ・文化財関連事業
文化財関係等の映画会（ふるさと日本）「竹縄のさと、秩父夜祭」等18本上映いたしました。
- ・郷土芸能の育成
山王日枝神社清戸獅子舞保存会、下宿囃子保存会、中里富士山保存会、下宿ふせぎ保存会に対して、郷土芸能の育成に努めました。
- ・文化財、歴史関連事業
市民を対象に「新たなる歴史の視点」をテーマに原始時代から近世までの清瀬の歴史について実施いたしました。
- ・資料展示関係
郷土資料室の開設「昔のなりわい、昔のくらし」をテーマに農具や生活用具等の民具の民俗資料をコミュニティプラザ内で約100点展示いたしました。
- ・郷土学習と文化財関連
年間を通して、市内幼稚園の年長や小学校の1年生から4年生を対象に、郷土博物館の見学と中学校1年生の職場体験を行いました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・清瀬市史編さん委員会の設置
清瀬市史編さん委員会の設置と市史編さんにあたっては、全庁的による各分野の内容と考えられるため、専属性のある組織体制が必要とされます。なお、組織体制の構築と財政状況を含めたなかで、今後設置に向けて検討していきます。

- ・清瀬市歴史文化報告書市史の一部として市の歴史と文化を市民の皆様に紹介するために、収蔵資料等を中心とした民俗文化財や自然等を掲載した報告書を、今後刊行していくことを目標とします。
- ・市内文化財探訪
清瀬の地域の人々が大切に保存している市内の文化財を訪ねため、引続き実施していくことに努めます。
- ・文化財関連事業
文化財関係等の映画会を年間通して実施することに努めます。
- ・郷土芸能の育成
各保存会に対して郷土芸能の育成に努めていきます。
- ・文化財、歴史関連事業
出前講座や清瀬に関連する歴史講座及び清瀬の民具講座を開催することに努めます。
- ・資料展示関係
コミュニティプラザ内の郷土資料室に、農具や生活用具等の民具の民俗資料を引続き展示していきます。
- ・郷土学習と文化財関連
幼稚園や小学校を対象に、郷土学習の一環とした郷土学習や施設見学等の受入れの体制の拡大に努めます。また、澄川喜一氏や石田波郷氏等の清瀬の偉人、中里火の花祭り等の文化財・郷土芸能、気象衛星センター等の施設設備等を題材とした指導資料の作成、副読本「私たちの清瀬」の活用等を通して、道徳や社会科の時間を中心に、郷土愛を育む学習を推進します。

(3) 文化財保護の推進

(郷土博物館)

既存の文化財資料を再点検・再調査し、インターネットを通して広く市民が活用できるようにデータ化を進めます。

具体的施策 文化財資料のデータ化と活用

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・資料のデータ化（民具）	・資料のデータ化（古文書） ・インターネットによる資料未公開 ・文化財資料の調査、研究（「うちおり」衣料の調査、研究の推進）	・資料のデータ化（古文書、美術品、埋蔵文化財） ・インターネットによる資料公開及び推進

【平成24年度の取り組み状況】

- ・資料のデータ化（写真）

平成19年度から取り組んで資料のデータ化を進めていましたが、博物館収蔵資料の写真データ整理が終了いたしました。

- ・インターネットによる資料公開
公開資料データの整備を進めている段階のため、資料公開システムまで整備が進んでおりません。

【今後の取り組みの方向性】

- ・資料のデータ化（古文書）
資料のデータ化が遅れておりますので鋭意進めていき、古文書のデータ化について整理等をする事を目標とします。
- ・インターネットによる資料公開及び推進
公開資料データの整備を進めていき、映像資料や収蔵資料等の公開システムを整備し推進することを目標とします。

（４）市民文化の意識向上

（郷土博物館）

清瀬にゆかりの深い美術作品等の鑑賞会や展示会を企画します。

具体的施策 企画展（鑑賞会、展示会） 市内作家展（美術、彫刻）

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・特別企画「清瀬のうちにあり展」 ・清瀬美術家展の開催	・企画展 ・市内作家展の実施 ・キョセケヤキロードギャラリーの管理（市民参加型を目指して）	・企画展（美術、彫刻）鑑賞会の充実 ・市内作家展の充実 ・キョセケヤキロードギャラリー（市民参加型管理）

【平成24年度の取り組み状況】

- ・企画展
毎年比較的規模の大きい企画展として、清瀬ゆかりの芸術家収蔵美術品展、井上員男作「屏風で読む版画平家物語」展、圏域美術家展（第25回多摩北部5市美術家展）を実施いたしました。
- ・市内作家展の実施
開館以来、毎年市内在住在勤の作家による絵画・版画・彫刻の展覧会「第28回清瀬美術家展」を実施いたしました。
- ・ケヤキロードギャラリーの管理（市民参加型を目指して）
市民参加による、キョセケヤキロードギャラリーの道路清掃、キョセケヤキロードギャラリーの彫刻清掃を行っています。
- ・企画展関連事業
「屏風で読む版画平家物語」展の会期中に関連事業として、講演会「平清盛と平家物語」「平家物語外伝」、講座「変貌する平家物語とその魅力」を実施いたしました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・企画展（美術、彫刻）鑑賞会の充実
計画的に企画展を開催し、常設展では味わえない美術作品等の鑑賞機会の提供を目標とします。

- ・市内作家展の充実
「清瀬美術家展」の継続実施と市内在住等の作家の美術展を行うことを目標とします。
- ・キョセケヤキロードギャラリー（市民参加型管理）
市民参加による安定したキョセケヤキロードギャラリーの管理構築を目指します。

（５）学校緑化の推進

（教育総務課）

学校施設の緑化を推進し、緑豊かな環境をつくります。

具体的施策 壁面緑化 屋上緑化 校庭の芝生化の推進

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・壁面緑化 3校	・壁面緑化 8校 ・校庭の芝生化 3校	・壁面緑化 14校 ・校庭の芝生化 8校

【平成24年度の取り組み状況】

- ・壁面緑化（緑のカーテン）

環境学習や地球温暖化防止対策として平成17年度から取り組み、平成24年度には10校の小中学校で実施しました。

- ・校庭の芝生化

子供たちの体力向上、保護者・地域との協働による維持管理による地域連携も期待できることから、平成20年度から東京都の補助制度を活用して年に1校ずつ、平成24年度には第六小学校、第七小学校の年2校の整備を行い、これまで6校の校庭芝生化を行いました。

平成24年度までの整備状況（一部：小学校2校、全面：中学校2校、小学校2校）

【今後の取り組みの方向性】

- ・壁面緑化（緑のカーテン）

全小中学校での実施を目標とし、すでに実施している学校では、面積の拡大に取り組みます。

- ・校庭の芝生化

東京都の補助制度を活用して、小中学校全校の校庭芝生化を推進していきます。

維持・管理体制について、他自治体の先進的な取り組みを参考に保護者をはじめ地域の方との連携による継続可能な方法について研究していきます。

4 学校が自信をもち信頼される清瀬

（１）学力向上アクションプラン

（指導課）

児童・生徒の基礎学力向上のため市学力調査の実施、学力を高めるための具体的施策の実施と個別指導への支援等を行います。

具体的施策 学力向上プランの策定と実施

開始年度 平成19年度

数 値 目 標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・学力向上推進校 2校	・平均達成率 70% ・学力向上推進校 中学校区1巡 10校	・平均達成率 75% ・学力向上推進校 中学校区2巡 10校

【平成24年度の取り組み状況】

- ・学力向上推進校(清瀬第七小学校・清瀬第二中学校) 2校を指定し、小中連携した学力向上策について研究を行いました。
- ・個に応じた指導を充実させるため、学習サポーター制度を拡充し、小・中学校全校に公募の市民もしくは民間塾の講師を学習サポーターとして継続して派遣しました。
- ・小学校3～6年生、中学校全学年生徒に対して市独自に学力・学習状況調査を継続実施し、目標値に対する達成率を掲げました。(平均達成率とは、その集団における目標値を上回った児童・生徒の人数割合を示します。)
- ・学力調査の結果を学校ごとに分析し、年度ごとに授業改善推進プランを作成しました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・平成27年度までに中学校区を中心に学力向上推進校を設定し、学習指導要領に即した新たな課題の解決に取り組みます。
- ・学習サポーターの全校配置を継続するとともに指導内容・方法の充実を図り、学力向上に確実に結びつけます。
- ・市独自の学力・学習状況調査の実施方法を、「標準問題による調査」から、「これまでの市独自の学力・学習状況調査の累計から明らかになった、「書く力」や「数学的な考え方」等、「本市の児童・生徒の課題に特化した調査」へと変更し、課題解決に資する指導へとつなげます。
- ・小・中学校において、放課後や夏季休業中など長期休業日中の補習授業について充実を図ります。

(2) 清瀬教師塾(教員研修事業)

(指導課)

教員の資質向上のため、専門技術、異校種、企業体験、社会教育、本市独自の研修体系を構築します。また、退職校長等を組織して、初任者研修や2年目以降の教員研修も充実していきます。

具体的施策 清瀬市教員研修事業

開始年度 平成20年度

数 値 目 標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	・清瀬教師塾参加者 1,055名	・清瀬教師塾参加者 1,350名

【平成24年度の取り組み状況】

- ・夏季休業期間中に宿泊研修会、専門研修会を13日間実施しました。
参加者 延べ1,021人
- ・教員の指導力向上を目指し教員研修実施協議会を年3回開催しました。
- ・清瀬教師塾ステージⅠ(1年目～10年目の教員)の対象者が年間取得単位数平均3単位(半日を0.5単位とし年間6回の研修受講)取得することができました。

- ・これまでの研修実施状況を評価・検証し、各研修のシラバスを作成するとともに教員のライフステージに沿った研修体系を構築しました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・教員のライフステージに沿った清瀬教師塾の一層の充実を図ります。
- ・研修実施状況をさらに評価・検証するとともに、今後の研修体制について改善・充実を図っていきます。

(3) 教育課題研究指定校

(指導課)

教育課題を解決するための研究を行い、その成果を他校へ普及・啓発させます。

具体的施策 特別支援教育 食育 環境教育

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・研究校指定 6校	・研究校指定 14校	・学校の特色化に伴う指定校制度の確立

【平成24年度の取り組み状況】

- ・読書活動、体力向上、自尊感情、人権教育等の教育課題の解決するための研究を行い、研究発表等を通してその成果を市内小・中学校への普及に努めました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・「書く力」や「数学的な考え方」、「学習意欲」等、学力調査、各種調査の結果や分析を基にした研究指定を明確にし、その成果を市内に普及していきます。
- ・各学校が特色ある教育活動を展開し、その研究を支援する指定校制度を確立します。

(4) 外国語（英語）教育の推進

(指導課)

小学生に英語を使って日常的な会話や簡単な情報の交換ができるような基礎的・実践的なコミュニケーション能力を身に付けさせます。

具体的施策 英語指導員配置・年間指導計画の作成

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・ALT派遣（3年生以上） 月1回	・英語指導員配置 小学校 5・6年全学級 年間30時間 中学校 全学級 年間13時間	・英語指導員配置 小学校 5・6年全学級 年間35時間 中学校 全学級 年間20時間

【平成24年度の取り組み状況】

- ・小学校第5・6学年において年間35時間の外国語活動の授業を実施し、外国人英語指導員を配置しました。中学校においては、各学級年間20時間の英語指導員を配置しました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・英語による実践的コミュニケーション力を一層育むため、小学校英語指導員を外国人から学習サポーター（日本人）による指導へ移行することによって、児童が英語に触れる機会を増やします。
- ・中学校においては、各学級年間15時間の英語指導員を配置継続します。

（５）読書活動の推進

（指導課・図書館）

豊かな心や確かな学力を育む基礎づくりとして、環境整備を行い公立図書館と連携を深め子どもの読書活動を充実します。

具体的施策 子ども読書活動推進計画 書籍相互利用 推進校設置

開始年度 平成19年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	・推進校指定 4校 ・子ども読書活動推進計画（平成19年度策定）	・学校間相互利用システムの構築 ・「清瀬の100冊」の改訂版作成

【平成24年度の取り組み状況】

- ・司書資格を有する図書館運営支援員を業務委託方式で雇用し、全小中学校に年間100日、一日当たり6時間配置しました。
- ・全校児童・生徒に配布した推薦読書資料「清瀬の100冊」の活用を図るとともに、読書活動の充実に努めました。
- ・小中学校14校の蔵書をデータベース化するとともに、蔵書検索、貸出・返却処理を行う図書管理システムを学校図書館に導入して、児童・生徒が利用しやすい環境を整備しました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・平成23年度に導入した学校図書管理システムの活用を図るため、読書活動指導員に替えて、システム運用技能を身に付けた司書資格のある図書館運営支援員を継続配置して「読書の清瀬」を推進します。
- ・学校図書管理システムは、学校間の蔵書検索ができる機能をすでに有しており、学校間の相互利用について、隣接する学校で取り組むため課題の整理を行います。
- ・平成22年度に作成した「清瀬の100冊」の改訂版を作成するとともに、「清瀬の100冊読書感想文コンクール」を全小・中学校を対象に実施し、言語活動の充実と関連付けながら読書活動の活性化を図ります。

（６）体力向上の推進

（指導課）

体力向上推進委員会を定期的に開催し、また、中学校の運動部活動をさらに推進させます。

具体的施策 体力向上推進委員会の設置 スポーツテスト、指導法改善授業
運動部活動推進校の設置

開始年度 平成20年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	・体力向上推進委員会設置 ・運動部活動推進校の設置 2校 ・新体力テストを全校・全学年で実施 ・小学校連合運動会の実施	・体力向上のための年間指導計画の作成 ・課外部活動指導員配置の拡充 ・連合運動会、東京駅伝の取組継続

【平成24年度の取り組み状況】

- ・教育目標の具体的な施策に、「スポーツの清瀬」を掲げ体力向上に向けた取組の充実を図っています。
- ・体力テストを全校・全学年で実施し、体力向上推進委員会において分析等を行い、児童・生徒の体力向上に向けた取組について検討を行いました。
- ・小学校5校、中学校3校が東京都のスポーツ教育推進校の指定を受け、体力向上及びスポーツ教育の推進を図っています。
- ・第6学年を対象とした第3回小学校連合運動会を実施しました。
- ・市内中学校2年生代表生徒が東京駅伝に参加しました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・「スポーツの清瀬」を教育目標の具体的な施策に継続して掲げ、体育・健康教育の推進に努めていきます。
- ・全小・中学校において体力テストの実施を継続するとともに、体育授業の充実や、「一校一取り組み」の実践等を通して、児童・生徒の体力の向上を図ります。
- ・運動部活動推進校の指定を継続し、運動部活動の活性化や小学生の体験入部等を実施します。また、課外部活動指導員の配置を充実し運動部活動の充実を図ります。
- ・小学校6年生を対象とした連合運動会について継続して取り組みます。

(7) 命を大切にする心の教育の推進

(指導課)

子供たちが、自他の生命を尊重し、自尊感情を高められるようになるなど、全教育活動を通じて命を大切にする心の教育を推進していきます。

具体的施策 命を大切にする指導の在り方検討委員会の発足

命を大切にする心の教育の年間指導計画の作成（リーフレット）

命を大切にする指導に関する教員研修の充実

開始年度 平成22年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	・命を大切にする指導の在り方検討委員会の発足 ・命を大切にする心の教育の年間指導計画作成（リーフレット）	・命を大切にする心の教育の年間指導計画（リーフレット）の改訂

【平成24年度の取り組み状況】

- ・命の教育推進委員会を継続し、各校の命の教育の推進に資するとともに、「命の教育フォーラム」を開催し、地域・保護者への啓発を図りました。
- ・市内全小・中学校で赤ちゃんのチカラプロジェクトを実施するとともに市内の2校の小学校で認知症サポーター養成講座を実施し、命の教育を推進しました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・命を大切にする心の教育の年間指導計画に沿って教育課程を編成・実施するにあたり、教員の力量向上を目指した研修の充実を図ります。
- ・「命の教育フォーラム」を充実させるとともに、地域・保護者の参加者を増やし、共に命の教育のあり方をともに考えていく機会とします。
- ・市内全小中学校における赤ちゃんのチカラプロジェクトの充実や、全小学校における認知症サポーター養成講座の実施により、命の教育を一層推進します。

(8) 特色ある学校づくりの推進

(指導課)

各学校の特色ある学校づくりを推進します。

具体的施策 環境に関する学習 ボランティア活動 運動部活動推進校

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・全校で実施	・全小学校に環境博物館を設置 ・東京都のスポーツ教育推進校 (小学校9校、中学校3校)	・環境教育、読書活動、スポーツ教育など特色ある学校教育の推進

【平成24年度の取り組み状況】

- ・各校の特色ある教育活動について、市内全小・中学校管理職からのプレゼンテーションを実施し、「特色ある教育活動補助金」の配当を実施しました。
- ・全小学校に環境博物館を設置し、環境教育の充実を図っています。
- ・「農園活動」「読書活動」「ボランティア活動」等特色ある教育活動を推進しています。

【今後の取り組みの方向性】

- ・学校の取組をパンフレットにまとめたり、積極的にホームページに公開したりするなど、各学校が取り組んでいる特色ある教育活動の発信に努めます。
- ・全小・中学校が教育課程に関連付けた特色ある教育活動の推進を図ります。
- ・各校の特色ある教育活動について、市内全小・中学校管理職からのプレゼンテーションを継続して実施し、「特色ある学校づくり事業費」を配当します。また、他校の教育活動の充実に資する取組について市内全小・中学校へ情報を広げ、共通した取組として推進します。

(9) キャリア教育の推進

(指導課)

児童・生徒に勤労観・職業観を培い、社会を構成する資質や能力を育てます。

具体的施策 推進校の指定(小学校1校、中学校1校)

開始年度 平成19年度

数 値 目 標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・職場体験の実施(3日)	・職場体験学習 (全中学校) 3日間	・職場体験学習 (全中学校) 5日間 ・小・中学校全校においてキャリア教育の全体構画・年間指導構画の作成 ・市独自のキャリア教育プログラムの作成

【平成24年度の取り組み状況】

- ・中学校全校で3日間の職場体験を実施しました。
- ・清瀬第五中学校においては、2年生全員が3日間の農業体験を行いました。
- ・進路指導主任会に三鷹公共職業安定所の方を講師として招き、キャリア教育の充実を図りました。
- ・夏季専門研修会において、「キャリア教育の推進」についての講座を設け、推進に向けた教員研修を実施しました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・連続5日間の職場体験学習実施に向けて取組を充実していきます。
- ・職場体験については、受け入れ先の事業所等の確保に向け、関係機関等との連携をさらに深めていきます。
- ・キャリア教育推進校を指定し、小中9年間にわたりキャリア教育の体系化について研究を行うとともに、研究成果をもとに市独自のキャリア教育プログラムの作成・活用を図る等、小・中9年間のキャリア教育の体系についての研究を深めていきます。

(10) 小中連携校

(指導課)

小学校と中学校の連携を円滑にするための事業を進めます。

具体的施策 カリキュラムの連携 小中連携行事 相互授業

開始年度 平成19年度

数 値 目 標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	・小中連携校 10校	・小中連携校 20校

【平成24年度の取り組み状況】

- ・平成22～23年度 芝山小学校、清瀬第四中学校、平成23～24年度 清瀬第七小学校・清瀬第二中学校を小中連携校として、小中連携行事や相互授業、9ヵ年を見通したカリキュラムの作成等に取り組みました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・平成25～26年度 清瀬第八小学校・清瀬中学校を小中連携校として、研究を進めます。
- ・学力調査で明らかになった課題を研究内容として設定し、9年間にわたる課題解決の具体的方法を明らかにします。
- ・全ての小・中学校で小中連携による学力向上に向けた研究を行い、カリキュラムの作成、小中連携行事、相互授業の実施等に取り組みます。

- ・中学校区別の研究指定校を中学校は2巡目、小学校はまだ指定を受けていない学校を優先し、さらなる取組の充実を図ります。

(11) 保幼小連携

(指導課)

幼児期と児童期の連携を円滑にするための事業を進めます。

具体的施策 私立幼稚園、公私立保育園授業・保育参観 連絡会の開催

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・授業・保育参観、連絡会開催	・合同研修・連絡協議会 年1回	・合同研修会の実施 ・小学校区別連絡会の実施

【平成24年度の取り組み状況】

- ・小学校の授業公開、保育園・幼稚園への保育参観を実施しました。
- ・初任者のボランティア体験及び10年経験者研修の社会体験として地域の保育園や幼稚園での体験活動を行い、就学前教育への理解を推進しました。
- ・保育園・幼稚園・小学校合同研修会を夏季休業日中に開催（外部講師による講演 小学校区別協議会の実施）しました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・合同研修会を継続するとともに、小学校区別の合同連絡会の実施、相互参観、初任者のボランティア体験等を通して、連携の充実を図ります。
- ・保・幼・小カリキュラム検討委員会を設置し、連携を図るとともに、円滑な接続を図るための接続カリキュラムを作成し、市のベーシックプログラムとします。

(12) 教育なんでもテレホン

(指導課)

教育に関するどんな相談でもできるテレホンを設置し、直接、担当課が受けられる体制を作ります。深刻ないじめ等で緊急的な対応が必要な場合はサポート体制をつくります。

具体的施策 教育なんでもテレホンの設置・常駐専門相談員の配置

開始年度 平成19年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	・なんでもテレホンの設置	・常駐専門相談員を配置し対応の充実

【平成24年度の取り組み状況】

- ・平成19年度に作成したいじめに関わるリーフレットを毎年新入学生に配布し、いじめ・悩み相談ホットラインの電話番号等の周知を図るとともに、教育相談センターにおいて不登校やいじめの相談を受け入れる体制を作っています。
- ・いじめに関わるリーフレットを改定し、平成25年度から新たなリーフレットを配布する準備を整えました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・平成24年度に教育相談センターへ「教育なんでもテレホン」の移設に伴い、専門相談員の常駐と共に、既存の電話相談と一体となった相談体制を整え、さらに迅速な対応を図ります。

- ・教育相談センターの総合支援センター化に向けた取り組みの充実、相談・支援体制整備を進めます。

(13) いじめ問題への対応

(指導課)

いじめは許さないと言う強い姿勢で、様々な機関と連携・連絡を取りながら、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組みます。

具体的施策 いじめ・悩み相談ホットラインの設置、健全育成委員会、保護者等とのシンポジウム開催、子ども問題行動予防及び対応についてのガイドラインの改訂、いじめに関するリーフレットの作成

開始年度 平成19年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・いじめ解消率（H18） 65%	・いじめ解消率 92.3% ・リーフレットの作成	・いじめ解消率95%以上 ・ガイドラインの改訂

【平成24年度の取り組み状況】

- ・本市独自のいじめ実態調査を12月より実施し、学校に対して、分析結果の情報提供を行うとともに、必要に応じて継続観察を行うシステムを確立しました。
- ・年3回のふれあい月間等に合わせて、悩みがある児童・生徒全員に対して面接を実施するなど、各校において、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組んでいます。
- ・いじめに関わるリーフレットを新入学児童・生徒へ配布するとともに、平成25年度からの配布に向けた改定を行いました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・平成24年12月より開始した市いじめ実態調査及び分析結果の学校や教育委員会への情報提供を継続し、いじめの早期発見、早期解決及び未然防止に取り組みます。
- ・年3回のふれあい月間等を活用し、状況について把握しながらいじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組む、いじめの解消を目指します。
- ・今後も、平成24年に改定したリーフレットを活用するとともに、健全育成委員会等とも連携し、引き続きいじめ防止に向けた啓発を行っていきます。
- ・子ども問題行動予防及び対応についてのガイドラインを改訂していきます。

(14) 不登校対策（派遣相談員制度）

(指導課)

不登校児童・生徒に教育相談員を派遣し、学校復帰を図ります。

具体的施策 不登校児童・生徒数の出現率の低下

開始年度 平成19年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・不登校出現率（H17） 小学校 0.37% 中学校 3.57%	・不登校出現率（H21） 小学校 0.26% 中学校 3.03%	・不登校出現率 （不登校者数） 小学校0.24%台 （9人以下）

		中学校 2.78%台 (50人以下)
--	--	-----------------------

【平成24年度の取り組み状況】

- ・平成23年度の不登校出現率は、小学校0.58%、中学校3.03%であり、前年度推移で微増傾向にあります。
- ・小・中学校全校へスクールカウンセラーを、また、必要に応じて派遣相談員を配置しています。
- ・スクールソーシャルワーカーによる巡回相談を行い、児童・生徒の置かれている環境への働きかけを行いました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・年間3回のふれあい月間に合わせて不登校調査を実施し、不登校児童・生徒の状況を把握しながら、個に応じた対応を進めます。また、教育相談センターの総合相談支援センターを視野に入れ、関係機関連絡会を開催し、様々な機関と連携・協力をしながら不登校児童・生徒の対応に当たります。
- ・スクールカウンセラー連絡会の内容の充実を図り、スクールカウンセラーと関係機関との連携を図り、不登校への対応の充実を図ります。
- ・スクールソーシャルワーカーによる児童・生徒が抱える環境への働きかけを行うことにより不登校の減少に努めます。

(15) 教育相談の充実

(指導課)

増加している教育相談件数に対応できるよう相談体制を充実させます。

具体的施策 年間相談件数1800件程度に対応できる相談体制

精神科医・心理学専門家による助言体制（スーパーバイザー制度）

開始年度 平成19年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・週5日の相談体制	・スーパーバイザー制度	・週6日相談体制 ・平日の相談時間の延長

【平成24年度の取り組み状況】

- ・平成23年度に確立した週5日（火曜日～土曜日）の相談体制、相談員の専門性の向上のためのスーパーバイザー制度を継続しました。
- ・来室、電話相談を合わせて627件（2025回）の相談に対応しました。
- ・市内小・中学校におけるスクールカウンセラーとの兼務体制を敷くと共に、相談体制の強化を図りました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・スーパーバイザー制度を活用し、専門的な見地からの助言体制の充実を図ります。
- ・週6日相談体制及び平日の相談時間を延長します。
- ・教育相談センターの総合支援センター化に向けた取り組みの充実、相談・支援体制整備を進めます。
- ・東京都教育委員会派遣スクールカウンセラーの全小・中学校への配置に伴い、市固有スクールカウンセラーとの同一校複数配置の場合の効果的活用方法に関わる研究を進め、相談体制の一層の強化を図ります。

(16) 特別支援教育の推進

(指導課)

障害のある子や配慮を要する児童・生徒の一人ひとりのニーズに応じた適切な支援体制を確立していきます。

具体的施策 特別支援教室の設置 関係機関との連携支援の為に人的配置 巡回相談実施

開始年度 平成19年度

数値目標 特別支援教室の設置拡充

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・特別支援教室の設置 1校	・特別支援教室設置の拡充 7校	・特別支援教室の設置 全校

【平成24年度の取り組み状況】

- ・特別支援学級設置(副)校長連絡・研修会、特別支援教育巡回指導員の配置、特別支援学級授業改善研修会等を通して、特別支援教育の充実に努めました。
- ・市内の公立小・中学校全校において特別支援教育コーディネーターの配置及び校内委員会を設置し、教職員の研修等を進めてきました。
- ・各学校への巡回指導を通して特別支援教育の充実に努めました。
- ・介助員、学級経営補助員を配置し、特別な教育的支援の必要な児童・生徒への支援を行いました。
- ・教育・保健・福祉等の連携を図る中で、障害のある児童の適切かつ円滑な就学を目的に、「就学支援シート」の活用を図るとともに、早期発見と支援をめざし、就学時健康診断のあり方の検討・検証を行いました。
- ・全小中学校に設置した特別支援教室の充実に努めました。
- ・平成25年度から平成27年度に渡る「清瀬市特別支援教育推進計画」を策定しました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・今後3年間の特別支援教育の具体的な年次計画を着実に推進します。
- ・特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、校内における特別支援教育をさらに充実させます。
- ・就学支援シート、個別の教育支援計画、個別指導計画の在り方を明確に位置付け、適切な活用を実現することで特別支援教育を充実させます。
- ・特別支援教室と通級指導学級の在り方を研究し、巡回指導を実施します。
- ・固定学級の教育課程等を研究し、障害種別に応じた指導の在り方を明確にします。
- ・総合相談支援センター設置への検討を進めると共に就学相談体制を見直し、より適切な就学を図ります。
- ・専門家チームを立ち上げ、学校支援をより充実させます。
- ・保護者・市民への啓発活動を推進し、特別支援教育に対する理解を深めさせると共に、副籍の活性化を図ります。
- ・特別支援教育に関わる研修会の研修内容をより一層充実させ、教員の専門性の向上を図り一人一人のニーズに応じた支援を行っていきます。
- ・特別支援教育巡回指導員の配置日数を増加させ、各学校への巡回指導を通して特別支援教育の充実に努めます。

(17) 学校施設設備・環境の充実

(教育総務課)

教育環境の整備充実及び校舎と体育館の耐震化を進めます。

具体的施策 校舎及び体育館の耐震化と大規模改修工事

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・校舎の耐震化 2校 ・校舎の大規模改修 2校 ・体育館の耐震化及び大規模改修 8校	・校舎の耐震化 全校 ・校舎の大規模改修 2校 ・体育館の耐震化 全校 ・扇風機整備 全普通教室	・校舎の大規模改修 7校 ・エアコン整備 全普通教室

【平成24年度の取り組み状況】

・校舎の大規模改修

芝山小学校の大規模改修工事を実施し、これまで4校の改修を行いました。

・普通教室へのエアコン整備

小学校6校及び中学校全校の普通教室等に都市ガスによるエアコンを設置し、全小中学校への整備を完了しました。

【今後の取り組みの方向性】

・校舎の大規模改修工事をスピードアップするため、市の実施計画により年に2校の改修工事を計画して進めていきます。

・環境に配慮した太陽光発電をはじめとする省エネ、避難所としての防災機能の強化、に着目した施設整備について研究を進めます。

(18) 学区域等の見直し

(教育総務課)

施設規模や児童・生徒数、学級数、通学距離を考慮し、良好な教育環境を維持する観点から学区域等の見直しを検討します。

具体的施策 隣接学区域との調整区域の設定

大規模開発による学区域の見直し

開始年度 平成20年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	・隣接学区域との調整区域を設定。4校	・学区域の見直し実施

【平成24年度の取り組み状況】

・平成23年度に設置した検討委員会の報告書に基づいて、教育環境の平準化や教室不足の解消に向け、住民説明会及びパブリックコメントを行い、保護者の方や市民の方から寄せられたご意見を踏まえて教育委員会で審議を重ね、以下の3項目を前提として、平成25年度から通学区域を変更しました。

① 平成24年度末に在学中の児童・生徒は、引き続き卒業まで在籍することができる。

- ② 兄弟がすでに在籍している場合は、保護者の負担を考慮して変更前の学校を選択することができる。
- ③ 激変緩和措置として平成26年度までの2年間は、変更前、変更後の学校を保護者の判断により選択できる。

【今後の取り組みの方向性】

- ・緩和措置の終了する平成27年度以降の新入生は、兄弟姉妹関係を除いて変更後の通学区域の学校に進学することを厳格化していくことから、対象地域の保護者へは丁寧な説明により理解を求めています。
- ・兄弟のいる世帯が変更前の学校を継続的に長い期間選択した場合、地域からの孤立、地区活動等に支障が出ないよう早期に変更後の学校への変更を促します。
- ・中学校の学校選択制度は平成25年度以降も継続しますが、通学区域の見直しの実効性も考慮する中、改めて検証を行っていきます。

5 生涯学び社会に貢献する清瀬

(1) 生涯学習情報の発信（社会教育事業の一覧地図）

(生涯学習スポーツ課)

市民の生涯学習を学ぶ場と情報の提供をするため、社会教育事業の活動を的確に把握し、活用できるように情報収集と発信システムを再構築していきます。

具体的施策 ホームページの再構築 情報誌の発行

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・ホームページの再構築 ・情報誌の発行 年1回	・ホームページの内容の更新 年間随時 ・情報誌の発行 年1回 ・公共施設予約情報管理システムの再構築、利用者端末機を公共施設に設置、インターネットと携帯電話からの施設空き情報と施設予約の利用	・ホームページの内容の更新と拡充 年間随時 ・公共施設予約情報間のシステムの再構築

【平成24年度の取り組み状況】

- ・市民の生涯学習の場と情報を提供するため、市ホームページの再構築と情報誌「まなびすと」年1回1,000部発行しています。
- ・公共施設予約情報管理システムの再構築として、中清戸地域市民センター、清瀬市消費生活センター、清瀬市児童センター、中里地域市民センター、清瀬市コミュニティプラザと清瀬けやきホールに設置しました。さらにインターネットと携帯電話・スマートフォンからの施設空き情報と施設予約の利用ができるようにしました。

【今後の取り組みの方向性】

- ・平成25年度以降も市民の生涯学習の場と情報を提供するため、市ホームページの再構築と情報誌「まなびすと」年1回発行していきます。

- ・公共施設予約情報管理システムの再構築として、平成25年3月1日より新システムが稼働。操作出来なかったマックやスマートフォンに対応し、より身近に空き状況を確認することが出来るようになった。

(2) 清瀬市民アカデミー（シニア世代の貢献）（生涯学習スポーツ課）

生涯学習を推進し、シニア世代の生きがいをづくりと充実した生活を送るために生涯学習の機会を提供します。

具体的施策 シルバー健康体操教室 グランドゴルフ教室 ことぶき（シニア）大学
陶芸教室 パソコン講習会（初心者・中級者）
一般講座・教室 市民大学（市内三大学との連携事業を含む）出前講座

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・各種教室・講座の開催 23教室・講座	・各種教室・講座の振興 と事業成果の検証	・各種教室・講座の振興 と事業成果の発表 ・市民大学の開催 ・家庭教育に関する講座 の開催

【平成24年度の取り組み状況】

- ・IT講習144回、延べ参加者1,994人（サタデーPC談話室、PC初心者講習、ワード入門、エクセル入門、ワードステップアップ、エクセルステップアップ、画像処理エクセルステップアップ2、年賀状、インターネット、ファイル処理）
- ・出前講座10回、延べ参加者328人（5分野24講座「福祉関係講座、経済関係講座、環境関係講座、防災関係講座、税務関係講座、郷土歴史関係講座、生涯学習関係講座、税金関係講座、健康保険関係講座等」）
- ・講座等（夏休み子ども工作教室、冬休み親子料理教室、日本語学習支援ボランティア養成講座、地域課題講座、西洋美術史講座、土田和歌子講演会、アミュー落語会、初心者陶芸教室）
- ・高齢者教養講座「シニアカレッジ」（健康気功、文学散歩、伊勢物語を楽しむ、日本の底力を知る、歌声喫茶、おりがみパート2、おもしろ漢字講座、健康気功パート2、百人一首の謎、パステル画、新島八重の生涯、歌声喫茶）

【今後の取り組みの方向性】

- ・市民の生涯学習推進、シニア世代の生きがいをづくりと充実した生活を送るために生涯学習の機会を提供して行きます。高度な知識の学習機会を提供していくため、市民大学や家庭教育に関する講座などを開設するため、平成25年度以降に開設に向けた準備を目標としています。

(3) 清瀬人材バンクの創設（生涯学習スポーツ課）

市民や各団体が持っている特技や能力を人材バンクに登録し、学校教育や生涯学習を推進するために活用します。（更新制度）

具体的施策 ジャンル別による登録制度導入

- ① 家庭生活（食生活、健康、生活経済、生活文化他）
- ② 教養（言語、人文社会、自然科学、文学他）

- ③ スポーツ（ダンス、健康スポーツ、武道、野外スポーツ、レクリエーション、球技他）
- ④ 社会生活（環境衛生、コミュニティ、社会福祉、地方自治、社会経済、教育、情報他）
- ⑤ 芸術文化（絵画、彫刻、版画、工芸、書道、音楽、文芸、茶華道、手芸、園芸他）

人材バンク活用講座、学校支援ボランティアへの活用

開始年度 平成20年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	・登録制度の導入 登録制 3年 更新 随時 ・活用講座の開催 随時 (継続)	・登録制度の拡充 登録制 3年 更新 随時 ・活用講座の開催 随時 (継続)

【平成24年度の取り組み状況】

- ・平成24年度清瀬市人材バンク派遣依頼は3件でした。
- ・人材バンク登録者 20人 5分野 21項目

【今後の取り組みの方向性】

- ・「清瀬人材バンク・手と手」を教育、芸術、文化、スポーツ・レクリエーション等の5分野34項目の講師登録者の募集、講師派遣依頼の受付を随時行っています。
- ・指導者、講師等を探している市民への情報提供と生涯学習活動の手伝いをさせていただいた市民に、講師となって指導を行っていただくなど登録者の増も含め人材活用に努めていきます。また、小中学校に対する学校支援ボランティアの活用についても努めていきます。

(4) 生涯スポーツの推進

(生涯学習スポーツ課)

生涯スポーツを通して広く市民の間にスポーツを普及し、市民の健康増進と体力の向上を図り、併せてスポーツの振興の発展に寄与することに努めます。

具体的施策 スポーツ振興計画の策定・実施計画・事業の推進 第68回国民体育大会の競技の開催 国民体育大会実行委員会の設置 競技開催会場の整備
東京都市町村総合体育大会の開催及び実行委員会の設置

開始年度 平成22年度

数値目標の調整

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
—	・国民体育大会実行委員会の設置に向けた準備計画の策定と設立準備 ・競技開催会場の整備のための設計	・国民体育大会実行委員会の開催 ・国民体育大会実行委員会専門委員会の開催 ・競技開催会場の整備 ・国民体育大会リハーサル大会の開催 ・スポーツ振興計画の策定

		・スポーツ振興計画による実施計画 ・スポーツ振興計画による事業の推進
--	--	---

【平成24年度の取り組み状況】

- ・第68回国民体育大会サッカー競技リハーサル大会、第48回全国社会人サッカー選手権大会の開催
- ・第68回国民体育大会サッカー競技リハーサル大会清瀬市競技会係員（職員）及び競技会補助員（ボランティア）の説明会の開催
- ・多摩・島しょスポーツ振興事業等による日テレベレーザとスフィーダ世田谷の練習試合及び選手によるサッカー教室及び東京ヴェルディ育成スタッフによるサッカー教室を実施

【今後の取り組みの方向性】

- ・スポーツ祭東京2013清瀬市実行委員会の開催
- ・スポーツ祭東京2013清瀬市実行委員会専門委員会の開催
- ・スポーツ祭東京2013第68回国民体育大会サッカー競技女子サッカーの開催
- ・デモンストレーションとしてのスポーツ行事少年少女スポーツサッカーの開催（小学生女子対象）
- ・スポーツ振興計画の策定と実施計画による事業の推進
- ・東京都市町村総合体育大会の実施及び実行委員会の設置

(5) ブックスタート事業の推進

(図書館)

赤ちゃんの時の本との出会い、親子で読む絵本の楽しさ、語りかけの大切さを伝えます。

具体的施策 ブックリストの配布 絵本の読み聞かせ 講演会の実施

開始年度 平成18年度

数 値 目 標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・絵本を通じての親子のふれあい（継続）	・ブックリストの配布 500～600冊 ・絵本の読み聞かせ 36回 ・講演会 平成20年度以降は0回 ・読み聞かせボランティアの育成と支援 ボランティア登録者 17名 ・読み聞かせボランティア養成講座開催0回	・ブックリストの配布 700冊 ・絵本の読み聞かせ 48回 ・読み聞かせボランティアの育成と支援 ボランティア登録者 20名 ・読み聞かせボランティア養成講座 平成27年度に3回

【平成24年度の取り組み状況】

- ・健康センターで行われる1歳6か月児健診を受診する親子へ、読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせ・手遊びを実施し、併せてブックリストを配布しました。
12回 600冊

- ・「赤ちゃんとお母さんのためのおはなしのじかん」を野塩、竹丘、元町こども図書館の各つどいのひろばで実施しました。36回 546名
- ・ブックスタート事業の実施にあたって、毎月定期的に勉強会を兼ねた定例会を開催し、読み聞かせボランティアのスキルアップを図りました。8回
ボランティア登録者 14名

【今後の取り組みの方向性】

- ・1歳6か月児健診時に実施している、乳幼児向けブックリストの配布は、図書館の利用促進を図るために今後も継続していきます。
- ・ブックリスト「だっこしてよんで」について定期的に改訂版を作成し、常に魅力ある絵本を紹介していきます。
- ・乳幼児向けの絵本の読みきかせは、現状の3ヶ所で実施の他、平成25年6月より元町こども図書館の実施回数を月2回に、また新たに清瀬市児童センター内のつどいの広場で月1回実施し、拡充を図ります。
- ・読み聞かせボランティアについては、ブックスタート事業への理解を深めることに努め、積極的な事業への参加を募り、スキルアップの支援を図ります。
- ・事業の拡充に伴い、新たに読み聞かせボランティアを募集していきます。

(6) 学校支援の推進

(図書館)

公立図書館と学校図書館との連携を深め、学習活動の支援に努めます。また、子どもの読書活動の推進を図ります。

具体的施策 学校を訪問してのブックトーク事業 団体貸し出し・施設見学、職場体験の受け入れ

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・学校との連携・支援 (継続)	・学校訪問 6～8校 ・団体貸出 5,000冊 ・施設見学 150名 ・職場体験 15名	・学校訪問 9校 ・団体貸出 7,500冊 ・施設見学 300名 ・職場体験 15名

【平成24年度の取り組み状況】

- ・希望のあった市内の公立小学校2年生を訪問し、図書館を紹介する紙芝居、ブックトーク等を実施し、読書活動の推進、図書館の利用拡大に努めてきました。
7校17クラス
- ・時代に沿ったブックリストの見直しを実施しました。
- ・市内各図書館から最寄の公立学校のクラス単位に、1回100冊ずつの団体貸出を実施し、学校図書館の本だけでは満足できない子どもたちの読書意欲に応えました。
4,704冊
- ・図書館の利用促進を目的に、主に図書館の休館日を利用して、学年毎に来館した児童に図書館の利用方法の説明、館内の案内、絵本の読み聞かせ、ブックトーク等を実施しました。
152名

- ・図書館を利用するだけでは理解しにくい実際の業務を体験することで、今まで以上に図書館が身近に感じられるように、学校からの職場体験要請に積極的に協力しました。

26名

【今後の取り組みの方向性】

- ・市内の公立小学校への周知を徹底し、連絡を密に取りながら学校訪問によるブックトーク等の全校実施を目指します。
- ・学校訪問用図書館紹介紙芝居の改訂を図ります。また、本の紹介やブックトーク等の実施により、子どもたちが本に興味を持つように努めます。
- ・団体貸出用の資料は一般の利用者と共用のため、1館に団体貸出が集中することがないよう、児童書を所蔵する5館で効率良く利用の拡大を図ります。
- ・施設見学については、館内整理日や開館時間前の時間を利用し、質疑応答や機器使用体験等を追加する等、見学内容の充実を図り、図書館への興味を促します。

（７）障害者サービスの推進

（図書館）

「誰もが利用できる図書館を」の考え方から、心身の障害等のため図書館の利用に支障がある方へ、サービスを提供します。

具体的施策 対面朗読 録音図書作成 宅配サービス

開始年度 平成18年度

数値目標

平成18年度の状況	平成22年度	平成27年度
・誰もが利用できる図書館（継続）	・対面朗読 11回 ・DAISY録音図書作成 12タイトル ・宅配サービス 25回 ・プライベート録音図書作成 12タイトル 12点 ・郵送貸出し 1,450点 ・朗読（音訳）ボランティアの育成と支援 登録ボランティア 18人	・対面朗読 50回 ・DAISY図書作成 20タイトル ・宅配サービス 40回 ・プライベート録音図書作成 12タイトル12点 ・郵送貸出し 1,550点 ・朗読（音訳）ボランティアの育成と支援 登録ボランティア 30人

【平成24年度の取り組み状況】

- ・元町こども図書館・市内公共施設において、対面朗読を実施しました。 33回
- ・朗読（音訳）ボランティアにより、DAISY録音図書を作成しました。 11タイトル
- ・朗読（音訳）ボランティアにより、利用者の要望に応え、プライベート録音図書を作成しました。 13タイトル 13本
- ・心身の障害等により来館が困難な方へ資料を自宅・施設等へ届ける宅配サービスを実施しました。 26回
- ・利用者のリクエストに応じて所蔵している資料の他、市内の図書館で未所蔵の資料についても、他の自治体の図書館から借用し郵送による貸出を行いました。

郵送貸出 1,320点

- ・ボランティアの育成に関しては、個々のスキルアップを図るため中級音訳朗読者講習会を5回にわたり実施したほか、毎月、定例会・勉強会を開催しました。

定例会・勉強会 17回
ボランティア登録者 17名

【今後の取り組みの方向性】

- ・図書館内のポスター掲示、ホームページへの掲載等、市民の方へサービスの周知を図ります。
- ・清瀬駅から近く交通の利便性が良い清瀬けやきホール内の、元町こども図書館に設置した朗読録音室を拠点とし、対面朗読の一層の充実を図ります。
- ・DAISY 図書作成については、朗読（音訳）ボランティアの育成を推進し、利用者の要望にすぐ対応できるようサービスの向上、資料の充実を図ります。
- ・宅配サービスにおいては、サービスの基盤を整え、利用の拡大のため周知に努めます。
- ・年々利用が増加している郵送貸出は、これを定着させるとともに、更に充実を図ります。
- ・朗読（音訳）ボランティアに関しては、ボランティア個々のスキルアップにより、登録された方全員に均しく活動に携わっていただけるよう、効率的な運営を目指します。また今後も定例会や勉強会を継続的に実施し、情報の共有化による質の向上を図ります。

清瀬市教育委員会事業の点検及び評価について

吉 野 尚 也(学校法人竹早学園理事長)

平成 18 年度に清瀬市教育委員会は、「当たり前が当たり前でできる教育」を標榜し、10 年間を見据えた教育指針を策定してから本年(平成 25 年度)で 8 年目となる。その間、5 年を経た平成 23 年度からを後期と位置付けて見直しを図った。

しかし、「不易と流行」の言葉どおり、「生き活きとした学び合いができる教育環境の実現」のために「当たり前のこと…」への基本的なスタンスは変えずとも、「スポーツ祭東京 2013」や「命の大切さ」等に新たに対応し、「5 つの柱」に基づいて重点事業と具体的施策の「見直し」を図り、着実に歩を進めながら後期の 2 年目が過ぎた。

そこで、今回は主に後期 2 年目である平成 24 年度の点検・評価について述べたい。

(1)「教育目標」の基本方針及び内容に対する見直しが着実に実施されている。

5 つの基本方針の最後に体力づくりの観点から「生涯スポーツ」として「スポーツの清瀬」や「生涯スポーツの環境づくり」といった具体的施策が加わり、スポーツ祭東京 2013 に向けての環境整備と共に着実に実施されている点が先ず評価できる。

(2) 主要施策に示された数値目標は着実な進捗状況を示し、後期 5 年間の確かな足跡がみえる。

目標達成の「5 つの柱」それぞれに重点事業と具体的施策が「数値目標」として示され、着実な実績として地道な成果を得ていることを評価したい。

以下、「5 つの柱」について述べる。

1. 「地域とともに子どもを育む清瀬」では、初年度は 1 校区でスタートした「コミュニティ会議」はついに全 5 校区まで組織され、さらに、学校サポート組織としての「学校運営連絡協議会」が全校に設置されたことは「地域とともに子どもを育む清瀬」が確立されたものとして心からの拍手を送りたい。

又、「教育委員会だより」や「学校だより」「ホームページ」の充実、「市報」等による広報メディアの拡充は、市民の求める情報志向の点から大変喜ばしいことである。

更に、青少年の健全育成の一環として、陸上記録会等のスポーツ大会が盛んに開催され参加人数も多く、健康と体力や社会性・規範意識が育まれることを喜びとしたい。

一方、「子どもの居場所づくり」として「放課後子ども教室=まなべー」が全小学校 9 校に開設されたことは実に喜ばしいことである。今後は「中学生」にも目

を向ける必要性があろう。

2. 「**基本的な生活習慣を育む清瀬**」では、「子育てサポート」の活動は年々充実していることを評価したい。又、「食育の推進」の一環としての清瀬野菜の「地産・地消の拡充」等地区では真似のできない「学校給食」を通じての地域の教育力は目を見張るものがある。

更に、「健康教育推進運動」の「早寝・早起き・朝ごはん」「ノー・テレビ、ノーゲームデー」の具体的施策や実態把握が大学との連携により成果を生んでいる点の評価したい。

3. 「**美しい緑・自然と文化を誇る清瀬**」では、「郷土学習の推進」や「文化財保護」等が継続的に実施され、清瀬の貴重な緑や自然と伝統文化を次代に生きる子ども達にその価値を大いに認識させ、継承されていることに敬意を表したい。

しかし、残念ながら「清瀬市史編纂委員会」の設置が見送られていることは残念である。

「文化や伝統を大切にしない国家は滅びる」と言われる如く、是非共具体的に予算を計上し、有為な人材を発掘し「市史」の編纂に着手することを切望したい。

同時に、キョセケヤキロードギャラリーの 24 体の彫刻と樺並木の見事さは市民の誇りであるだけに、「彫刻の清掃」や「落ち葉清掃と腐葉土づくり」等を、市民参加への道として今後の学校教育活動の一環として位置づけられないものであろうか。

4. 「**学校が自信をもち信頼される清瀬**」では、「学力向上アクションプラン」を最重要課題として位置づけ、「清瀬教師塾」、「教育課題研究指定校」や「ALT 派遣」等の効果は、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」で全般的な伸びが報告されている。ただ、予算的な面からか、英語指導員を外国人から日本人の学習サポーターに移行することは残念である。

加えて、「教育なんでもテレホン」や不登校対策としての「派遣相談員制度」、「小中連携校」や都内でも先行地区である清瀬の「特別支援教室の推進」等、「当たり前のことを当たり前でできる教育」の施策とその地道な取り組みは、客観的評価を受けたことにも表れているように、今後とも継続してほしい実践である。

更に、平成 22 年度に新設された「命を大切にする心の教育」の推進による学習経験は清瀬の子ども達の心に「自他の生命の尊重」や「自尊感情」を大いに育んでいるに違いない。

5. 「**生涯学び社会に貢献する清瀬**」では、「生涯学習情報の発信」としての「ホームページの再構築」や「市民アカデミー」による「シニア世代への貢献」が「市民大学の開設」にまで発展・充実したことを喜び、その力を今後さらに「人材バンク」や「市史編纂」として清瀬市民に活かしてほしいものである。

又、「ブックスタート事業の推進」として健康センターで行われた 1 歳 6 か月

健診を受診する親子への「読み聞かせボランティア」による「絵本の読み聞かせ」や「手遊び」、「ブックリストの配布」が 12 回で 600 冊、「赤ちゃんとお母さんのためのおはなしのじかん」が 36 回で 546 名とのこと、教育が未来を創る人間としての基本的な営みだけに実に嬉しい限りである。

更に、今秋に「スポーツ祭東京 2013」の「女子サッカー会場」が開催されるが、今後の生涯スポーツの推進と共に、「スポーツ振興計画」の策定を進め、人工芝三面のサッカー場が大いに利活用されることを期待している。

今から 10 年前、東田教育長はこの「清瀬市教育総合計画」を諮問する「検討委員会」に対し、「当たり前なのが当たり前出来る清瀬にしたい」と述べられた。

では、教育における「当たり前」とは具体的に何を指すのか、そのことを「清瀬市教育総合計画マスタープラン」は具体的教育施策として数値目標に示し、粛々と具現されてきた。

その地味ながらも実践的な教育活動に対し、深甚の敬意を表する一人である。

水鳥がすいすいと水面を渡るように見えながらも、水中では必死に水を掻く足の如く、点検・評価とはいえ、足の実に表層的なことしか表記できないことをお許しいただきたい。

清瀬市教育委員会事業の点検及び評価について

田 村 真 広(日本社会事業大学准教授)

教育総合計画マスタープラン「活き活きと学び合う清瀬」は、策定から5年に当たる平成22年度が調整年度であった。今回は、最終年度を見据えつつ平成24年度の事業展開について点検・評価を行った。

5つの重点事業は、最終年度に向けて着々と進められているものの、困難さや課題点も明らかとなった。また、事業統合や推進主体の検討を要する点も見出された。

1. 「地域と共に子どもを育む清瀬」については、コミュニティはぐくみ円卓会議、広報メディア、子どもの居場所づくりに前進が見られた。新たに円卓会議が三小、芝小、四小校区で催されることになった点は、公私協働への道を開く動きとして評価できる。七つの小学校区にまで広げていただきたい。放課後子ども教室「まなべー」は全小学校9校で開設され、参加者は延べ19,044人にまで増えた。冬季の時間延長、中・高校生の居場所づくりは住民のニーズが高いので実現の方向で検討されたい。

2. 「基本的な生活習慣を育む清瀬」については、子育てサポート、食育の推進において旺盛な展開が見られた。子育て支援事業には多くの参加者が集っている。0歳から就労年齢までを対象とする総合相談支援センターの設立を検討しているが、経費節減・機能縮小へと陥らないよう望みたい。食育リーダーを配置して食育に関する全体計画を策定して推進してきた点は評価できる。子育てサポートにせよ、食育にせよ、自ら進んで参加してくる市民を対象に施策を展開することで済ますのではなく、潜在ニーズに手を伸ばしていく工夫と努力を望みたい。

3. 「美しい緑・自然と文化を誇る清瀬」については、学校の壁面緑化が10校の小中学校で実施された。企画展、作家展、ケヤキロードギャラリー、屏風で読む版画平家物語展など多彩な文化行事が取り組まれた。一方で、インターネットによる文化財資料の公開と清瀬市史編纂については、未着手の状態が続いており打開の展望は開けていない。より多くの市民（子ども・青年を含む）が文化財保護と活用に関われるようなシステムの構築が待たれているのではなかろうか。

4. 「学校が自信をもち信頼される清瀬」については、学力向上アクションプランから学区域等の見直しまで、18項目にわたる施策が展開された。とくに学力・学習状況調査について、「標準問題による調査」から「これまでの市独自の学力・学習状況調査の累計から明らかになった本市の児童・生徒の課題に特化し

た調査」へと切り替えた点は前進である。その上で、学力向上推進校に第七小と第二中を指定し、課題解決に資する指導を探究するという方針を打ち出した。この果敢な姿勢を評価したい。読書活動の活性化について、「清瀬の100冊読書感想文コンクール」が注目される。意味ある取り組みとするために、選書指導に資する人的配置や蔵書データベース、読みたくなる書籍の配本などが行われており、更なる環境整備を精力的に進められたい。命を大切にする心の教育について、赤ちゃんのチカラプロジェクト、認知症サポーター養成講座、命の教育フォーラム、教員研修、支援体制の強化などは、ヒトとして本来有している共感・共生能力を呼び覚まし、それらを結び・つなげることによってエンパワメントする施策である。このような開発的かつ重層的な施策が成果を結ぶよう期待したい。

生活困窮を伴う学力低位層への働きかけは、呼びかけやリーフレットを配布し家庭に任せるだけでは済まされない。スーパーバイザーの指導・助言を受けた相談員やサポーター、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が関与すべき案件が少なくないことに留意したい。

滋賀のいじめ自殺や大阪の体罰自殺といった大きな事件への対応が注目された1年だった。このような時こそ、事件を余所事にしたり粗探しをしたりするのではなく、本市の「命の教育」の一環として、死者の無念を生き残った者の生き方として正面から受けとめる機会としてはどうだろうか。体罰を無くす取り組みへの記載が見られなかったが、地域に体罰容認論が少なくない現実の中で、「どうすれば体罰を防げるのか」を公私協働で考え合う場を設けてもよいのではなかろうか。

5. 「生涯学び社会に貢献する清瀬」については、生涯学習情報の発信、国民体育大会に向けた準備、ブックスタート事業、ブックリストの見直し、学校図書館との連携、障害者のための図書館サービスなどにおいて前進があった。清瀬市民アカデミー、市の人口規模に比して人材バンクの登録者が少ない点は引き続き課題である。講師派遣の需要は確実にあるので、要所と要所をつなげる努力を求めたい。

教育現場ではストレス増加のため、精神疾患等による教員の休職者や早期退職者が後を絶たない。教育に関わる行政職員も高ストレスに見舞われている。一般に、仕事に対する裁量度が低いことと、不規則・長時間勤務の常態化がストレスを増加させると言われる。清瀬市の教育を良くするためとはいえ、マスタープランの推進が現場と齟齬を起こすようでは本末転倒である。推進しつつ教員・職員の安全には十分配慮されたい。

教育施策を効果的に進めるには、必要な人的措置をすることと市民参加を促すことが肝要である。後期マスタープランの目標達成に向けては、情報提供を

引き続き積極的に行うとともに、市民から得られた情報を的確につなぐことによって、それらを地域の資源として編み上げていく手腕が、これからの教育行政には期待されている。以上

＜資料 1＞

清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、清瀬市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところとする。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

（点検及び評価の対象）

第 3 条 点検及び評価の対象は、清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策とする。

（点検及び評価の実施）

第 4 条 委員会は点検及び評価は、前年度の清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。

- 2 委員会は点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 委員会は施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、清瀬市議会へ提出するとともに公表するものとする。

（学識経験者等の知見の活用）

第 5 条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置く。

（委任）

第 6 条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

活き活きと学び合う清瀬

～当たり前のことを当たり前に行える教育～

1 マスタープランの見直しの趣旨

清瀬市教育委員会では、「当たり前のことを当たり前に行える教育」をスローガンに平成18年3月に平成18年度から平成27年度までの10年間の教育指針である「清瀬市教育総合計画マスタープラン」を策定いたしました。

そして、10年間を前期（平成18年度から平成22年度）と後期（平成23年度から平成27年度）に分け、平成22年度を調整年度とし後期5年間の計画の見直しを行うことといたしました。

この計画が平成22年度の間年度を迎え、これまでの重点事業の達成状況等を検証するとともに、第3次清瀬市長期総合計画の後期基本計画（平成21年度から平成27年度）に沿った、より効果的な施策、事業を展開することを目的に見直しを行うこととしました。

2 マスタープランの性格

このマスタープランは、学校教育と生涯教育が共に補完、協力しあうものとの認識に立ち、改めて教育を振り返り、現状や課題を見つめ直しました。

そして、市政の基本方針として掲げている「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」の視点に立って、清瀬の教育を市民の皆様とともに考え、共に歩んでいく行動指針とするものです。そのため、マスタープランの期間における市教育委員会としての具体的な事業を記載するとともに、その目標も併せて記載いたしました。市民の皆様のご協力やご意見等をいただきながら取り組んでいきます。

3 見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての基本的な考え方は、基本方針達成のために展開する5つの柱の各重点事業の平成22年度までの目標達成状況を検証し、平成27年度までの5年間の目標を見直すとともに、平成18年度から平成22年度までの間に新たな教育課題に対応するために立ち上げた新規事業を重点事業に追加し、また、重点事業をより一層の明確化、効率化を図るための統廃合を行うこととしました。

4 基本方針

- 活き活きとした学び合いができる教育環境を実現します。
- 当たり前のことを当たり前に行える教育を徹底します。

10年後の清瀬の教育の姿を「活き活きと学び合う清瀬」を基本理念として、「当たり前のことを当たり前に行える教育」を徹底していきます。

「活き活き」とは、自己満足のレベルに留まらず個々に身に付けているものを互いに学び合いながら、活力のある活発な活動を展開する姿であります。

また、今までの教育が培ってきた「勤勉さ」「正義感」「生活習慣」「規範意識」等への価値の軽視が、さまざまな教育課題となっていることから、当たり前のことを当たり前に行える教育を徹底させていきます。

5 目標達成のための5つの柱

活き活きと学び合う清瀬の教育を実現するために「5つの柱」で取り組みます。

(1) 地域と共に子どもを育む清瀬

- だれもが参画し学び合える地域社会を進めていきます。
- 地域が子どもを育てる取組を充実・発展させていきます。

重点事業と具体的施策 ※ A：平成22年度までの到達状況 B：平成27年度までの目標

- ① 地域とのつながりを作るコミュニティ会議（A：会議設置2小学校区 B：同7小学校区）
- ② 学校サポート組織の充実（A：学校サポートチームの設置5校 B：同14校）
- ③ 広報メディアの拡大（A：ホームページによる情報発信 B：ホームページ内容の更新・拡充）
- ④ 児童・生徒の安全の推進（A：安全対策の拡充 B：安全対策の拡充）
- ⑤ 青少年の健全育成（スポーツ）（A：スポーツ事業成果の検証 B：スポーツ事業成果の検証）
- ⑥ 青少年の健全育成（A：放課後子ども教室小学校8校区 B：放課後子ども教室小学校9校区）

(2) 基本的な生活習慣を育む清瀬

- 人として当たり前に行える生活習慣を徹底していきます。
- 健康教育・食育等を一層充実させていきます。

重点事業と具体的施策 ※ A：平成22年度までの到達状況 B：平成27年度までの目標

- ① 子育てサポート（A：子育て支援講座の開催、ハンドブック発行 B：事業成果の検証、ハンドブック発行）
- ② 健康教育推進運動（A：啓発活動の実施 B：健康教育推進週間設定）
- ③ 青少年の体験活動の推進（A：健全育成発表会の推進 B：健全育成発表会の推進）
- ④ 社会の基本的ルールの形成（A：地区委員会の開催 B：地区委員会の開催）
- ⑤ 小・中学校における食育の推進（A：食育指導全体計画作成 B：食育の推進・拡充）
- ⑥ 学校給食設備・備品等の充実（A：設備・備品の更新整備、ドライ運用の推進 B：更新整備・ドライ運用の推進）

(3) 美しい緑・自然と文化を誇る清瀬

- 清瀬の自然や文化を誇る市民を育成します。
- 学校教育から生涯学習までの取組を統合化していきます。

重点事業と具体的施策 ※ A：平成22年度までの到達状況 B：平成27年度までの目標

- ① 郷土学習の推進（生活体験）（A：自然観察会の実施 B：ガイドブック作成、観察会等の拡大）
- ② 郷土学習の推進（文化財・芸能）（A：出前講座の実施 B：市史編さん委員会の設置及び編集）
- ③ 文化財保護の推進（A：資料のデータ化 B：資料データ化・資料公開と推進）
- ④ 市民文化の意識向上（A：企画展・市内作家展の実施 B：企画展、鑑賞会等の充実）
- ⑤ 学校緑化の推進（A：壁面緑化8校、校庭芝生化3校 B：壁面緑化14校、校庭芝生化8校）

(4) 学校が自信を持ち信頼される清瀬

- 子どもに「確かな学力」「豊かな人間関係」等が身につくよう鍛えます。
- 保護者・地域に信頼される学校をつくります。

重点事業と具体的施策 ※ A：平成22年度までの到達状況 B：平成27年度までの目標

- ① 学力向上アクションプラン（A：平均達成率70% B：平均達成率75%、学力向上推進校充実）
- ② 清瀬教師塾（教員研修事業）（A：教員の参加者1,055人 B：教員の参加者1,350人）
- ③ 教育課題研究指定校（A：研究校指定14校 B：特色化に伴う指定校制度の確立）
- ④ 外国語（英語）教育の推進（A：英語指導員配置小学校5・6年 年間30時間、中学校 年間13時間 B：同小学校 年間35時間、中学校 年間20時間）
- ⑤ 読書活動の推進（A：推進校4校、読書活動推進計画策定 B：学校間相互利用システム構築）
- ⑥ 体力向上の推進（A：体力向上推進委員会設置、小学校連合運動会実施 B：体力向上計画作成、連合運動会継続）
- ⑦ 命を大切にす心の教育の推進（A：指導の在り方検討委員会設置、心の教育の年間指導計画作成 B：心の教育の年間指導計画の改定）
- ⑧ 特色ある学校づくりの推進（A：全小学校に環境博物館設置 B：環境教育、読書活動、スポーツ教育等特色ある学校教育の推進）
- ⑨ キャリア教育の推進（A：職場体験学習 全中学校3日間 B：同5日間、市独自のキャリア教育プログラム作成）
- ⑩ 小中連携校（A：連携校10校 B：連携校20校）
- ⑪ 保幼小連携（A：合同研修・連絡協議会 B：合同研修会の実施、小学校区別連絡会の実施）
- ⑫ 教育なんでもテレホン（A：なんでもテレホンの設置 B：常駐専門相談員による相談体制）
- ⑬ いじめ問題への対応（A：いじめ解消率92.3%、リーフレット作成 B：同95%以上、ガイドラインの改定）
- ⑭ 不登校対策（派遣相談員）（A：出現率 小0.26% 中3.03% B：同 小0.24% 中2.78%）
- ⑮ 教育相談の充実（A：スーパーバイザー制度 B：週6日相談体制、平日相談時間の延長）
- ⑯ 特別支援教育の推進（A：特別支援教室設置 7校 B：同 全校）
- ⑰ 学校施設設備・環境の充実（A：校舎耐震化 全校 B：校舎大規模改修7校、エアコン整備）
- ⑱ 学区等の見直し（A：隣接学区との調整区域の設定 4校 B：学区の見直し実施）

(5) 生涯学び社会に貢献する清瀬

- 互いに学び合える環境づくりをより一層進めていきます。
- 社会貢献へのしくみづくりを確立します。

重点事業と具体的施策 ※ A：平成22年度までの到達状況 B：平成27年度までの目標

- ① 生涯学習情報の発信（A：ホームページの更新、情報誌発行 B：ホームページ拡充、情報誌発行）
- ② 清瀬市民アカデミー（シニア世代の貢献）（A：各種教室・講座の振興と事業成果の検証 B：同事業成果の発表、市民大学・家庭教育講座の開催）
- ③ 清瀬人材バンクの創設（A：登録制度の導入、活用講座の開催 B：登録制度の拡充）
- ④ 生涯スポーツの推進（A：国民体育大会実行委員会準備計画の策定、 B：国民体育大会実行委員会の開催、競技開催会場の整備、スポーツ振興計画の策定）
- ⑤ ブックスタート事業の推進（A：ブックリスト配布500冊、絵本読みきかせ36回 B：同700冊、48回）
- ⑥ 学校支援の推進（A：訪問6校、団体貸出5,000冊、施設見学150名 B：同9校、7,500冊、

⑦ 障害者サービスの推進 (A: 対面朗読 11 回、宅配サービス 25 回 B: 同 50 回、同 40 回)

「生き活きと学び合う清瀬」を実現するために、今後 5 年間（平成 27 年度まで）における教育を集中的・計画的に実施していくために、次の推進体制により目標の実現を図っていきます

マスタープランの実現状況に応じて教育目標を毎年見直し、重点事業と実現状況の整合性を図ります。

計画の推進に当たっては、毎年度教育委員会において、年度目標の確認（５月）、進行状況の把握と修正（１０月）、年度の目標到達の評価（２月）を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」により清瀬市教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表するものです。施策の取り組み状況及び今後の取り組みの方向性を明らかにし到達目標に向かって効果的な教育行政を進めていきます。

教育委員会だよりや教育委員会ホームページ等により、マスタープランの進行状況をお知らせするとともに、市民から意見や要望がいただけるようにしていきます。

```
graph TD
    subgraph Timeline
        direction TB
        T4[4月]
        T9[9月]
        T3[3月]
    end

    EC[教育委員会]
    ECST[教育委員会事務局]
    CM[市長部局]
    CMAL[行政の連絡会議]
    CMAL2[行政の連絡会議]

    EC --> ECST
    EC --> ETC[教育目標・事業目標の確認]
    ECST --> ETC
    ECST --> ST[事業の取組]
    ST --> STPE[事務事業点検評価]
    CMAL --> STPE
    CMAL2 --> CMAL

    ETC --> SMR[事業中間報告]
    STPE --> SMR
    SMR --> ETC
    SMR --> ETC2[次年度教育目標検討]
    ETC2 --> ETC3[次年度教育目標決定]
    ETC3 --> ETC4[次年度事業目標決定]
    SMR --> ETC4
    STPE --> AP[行政評価]
    AP --> ETC4
    CMAL2 --> ETC4

    style ETC4 fill:#cccccc
```

The flowchart illustrates the process for determining the next fiscal year's educational and business goals. It involves the Education Committee (教育委員会), the City Hall (市長部局), and various administrative bodies. The process starts in April (4月) with the Education Committee and the City Hall. The Education Committee and its Secretariat (教育委員会事務局) confirm the educational and business goals (教育目標・事業目標の確認). The Secretariat then organizes the business activities (事業の取組), which are evaluated (事務事業点検評価). The City Hall's Administrative Liaison Conference (行政の連絡会議) also provides input into the evaluation. The evaluation results are reported back to the Education Committee (事業中間報告). The Education Committee then discusses the next year's educational goals (次年度教育目標検討) and decides on them (次年度教育目標決定). The evaluation results and the City Hall's input are also used to decide on the next year's business goals (次年度事業目標決定). The final decision is made in March (3月).

平成25年度 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（平成24年度分）報告書

平成25年8月発行

発 行 清 瀬 市 教 育 委 員 会
〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地
電 話 042-492-5111 ・ FAX 042-495-3940